

平成 28 年第 1 回津南町議会定例会会議録

(3月3日)

招集告示年月日		平成 28 年 2 月 23 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 3 月 2 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 3 月 18 日 午前 11 時 37 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	桑原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	村山郁夫	○	
	副町長	村山昇	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	石橋亮一	○	
	農業委員会長	涌井直	○	教育委員会教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊	○	会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	小野塚均	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	丸山吉松	班長	小林武	
会議録署名議員		5 番	恩田 稔		11 番	藤ノ木浩子	

〔付議事件〕

(3月3日)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第3号 | 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止について |
| 日程第3 | | 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 魚沼地区障害福祉組合格約の変更について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 津南町職員の降給に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第11 | | 津南町行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第12 | | 津南町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 津南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 津南町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 津南町訪問看護事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第20号 | 津南町職員の退職管理に関する条例の制定について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議長（草津 進）

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

一般質問

議長（草津 進）

昨日に引き続き、一般質問を行ないます。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は1回目は演壇で、2回目以降は質問席で行なってください。

なお、一般質問は1議員につきおおむね60分以内に制限し、3回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

（6番）栗原洋子

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 一つ目に、1病棟体制になりました津南病院の今後と守るべき地域医療についての姿制をお伺いいたします。初めに、外来部門が充実されることになりまして、阪本院長を中心に関係者の御努力に対し、敬意を表したいと思えます。

（1）津南病院の療養病床を、看護師不足を理由に前倒しで2月から休止し、病棟は62床1病棟体制となりました。一般病床は、長期入院ができない仕組みのなかで、町長は「退院を迫ったり、入院を断ることはしない。」と言い切っています。医療・介護が継続的に必要な人には、慢性期病床がなくてはならないと考えます。しかし、この4月から十日町・津南地域では、631床あったうちの202床、3割ものベッドが削減され、療養病床がゼロになります。長期入院が必要な患者さんは、どこに行ったらよいのでしょうか。津南病院からやむなく群馬の施設に移った人、十日町病院からも群馬の施設へやむなく移ったと聞いています。状況は本当に深刻です。これで地域医療が本当に守れるのか、町長のお考えを伺います。

（2）議会からの平成28年度建策要望への回答の中で、「看護師をはじめ医療スタッフの確保について、できることを最大限取り組んでいく。」としていますが、町長は今までにどのように取り組んできましたか。今後、どう最大限取り組むのか、具体的な取組について伺います。

（3）看護師確保対策について、私は町に専門のスタッフを配置すべきと提案をしてきましたが、町長は「退職者がボランティアで。」と述べました。本気で探す姿勢は見えません。こういう考え方では、看護師は集まらないと私は思います。なぜ、看護師確保の専門スタッフが必要か。

全国的にも深刻な看護師不足のもとで、看護師確保は並大抵なことではありません。特に、津南のような山間地域は、若い人たちにとって好条件とは言えない部分があります。ここに来ていただくためには、津南の地域医療を守るという使命感と気概も必要かと思えます。看護師を確保し地域医療を守ることは、安心して津南に住み続けられるための町として最大の施策の一つではないでしょうか。そのためにさまざまな方法で住民とともに取り組むことのできる優秀な人材を、町が責任を持って役場庁舎に配置すべきです。そうすることで、病院スタッフも安心して業務に専念できると考えます。いかがか、お伺いします。

(4) 休止になった療養病床フロアにケアハウスという計画がありますが、将来、療養病床が再開できるのか伺います。

(5) 住民の皆さんへ1病棟になることを、どう周知しましたか。広報・回覧など、私の目には留まりませんでした。今こそ、かねてから私が提案してきた「病院便り」を出すべきではないでしょうか。3階活用、住民の声は、どう町長に届いたのですか。4,000筆を超える住民の声を、どう受け止めたのですか。地域医療の在り方は住民と一緒に決めることと思えますが、お伺いします。

(6) 津南町と十日町市は、平成26年6月に新十日町病院に併設して看護師養成施設設置に関する要望書を提出しています。2年近くになりますが、町としてこの間、県とどのようなやり取りがあったのか、その進捗状況をお伺いします。

2. 大きな二つ目です。津南町も高齢化が進むなかで、投票率低下が危惧されております。投票率向上対策について、今回は選挙管理委員会の半戸委員長にお伺いします。この間、投票所は30か所から16か所に削減をされました。私たち共産党は、投票所数を元に戻すことを求めたいところですが、日本学術会議の中で提言された「(各種)選挙における投票率低下への対応策」については重要な課題だと受け止め、私は昨年3月と12月議会で、高齢者対策としても要望してまいりました。町長は、「町選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会で対策を検討していただきたい。」と述べられ、具体的な対策については選挙管理委員会に委ねられました。「有権者数が減少した過疎地に対しては、バスなどを利用した移動投票所の設置など柔軟な方策で投票機会の保障が重要である。」と提言でも述べていますように、巡回移動投票所の設置、期日前投票所の増設や投票所への送迎など、地域の実態に合わせ柔軟な取組が必要であります。1月の報道で政府は、指定された投票所のほか、駅やショッピングセンターなどでも投票できるようにする公職選挙法改正の方針を出しました。選挙権年齢が18歳以上になるのを機に投票の機会を広げて、投票率向上のため夏の参議院選挙での適応を目指しているとしています。職員や人員の確保など対応が求められますが、「強くてどこよりもやさしい津南町」なら、夏の参議院選挙に向け対応していただけたらと思っています。特に、高齢者への対策は、今後もっと重要になってくると思います。ぜひ、柔軟な取組をしていただけますよう、よろしく願いいたします。町は全ての有権者が等しく権利行使ができる環境を整えるべきだと思います。いかがか、お伺いいたします。壇上からは以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

栗原議員にお答えいたします。

まず1点目、「津南病院の1病棟体制」についてのお尋ねであります。これまで議員からは、何度も同じ御質問をいただき、私も同じ答弁を繰り返して行っておるところでございますが、もう一度お答えを申し上げさせていただきます。津南病院の療養病棟は、長期入院をするための病棟ではありません。その目的は、例えば、脳卒中や脳梗塞などで、危険な状態を脱出した患者が、まず第一に命を救うという緊急的な治療から、次の段階として病状が安定している患者に回復のためのリハビリ治療、あるいは訓練をしっかりと行って、在宅へ帰られることを目的とした病棟であります。診療報酬制度上では、入院料等の若干の点数の違いは一般病棟とあるものの、90日を限度として、それ以降は長期入院として包括的点数算定になるのは一般病棟と全く同じであります。決して療養病棟が長期入院できる、あるいは、長期入院するための病棟ではないということの認識をまずしっかりと持っていただいたうえで、医療福祉政策を考えることが肝要であろうと考えておる次第であります。また、訪問看護ステーションを設置して、在宅での治療を望まれる人に訪問診療・訪問看護を提供するという「地域に届ける医療」を実践することも、これから津南町に求められる必要な医療であろうと考えております。「何が何でも2病棟を維持する」という固定観念ではなくて、現在ある人的・物的医療資源を最大限に有効活用して、これからの医療ニーズにしっかりと対応していくことが、この地域の医療を本当に守るといことなのではないか、そう考えておる次第であります。

次に、「看護師はじめコメディカルスタッフの具体的な確保について」のことをお尋ねであります。本来、これは病院事務長が答弁すべきことだと思っておりますけれども、お答えをさせていただきます。医師・看護師確保の今年度の具体的な取組について、お答えいたします。まず、県との取組であります。魚沼基幹病院を中心として新潟県看護職員確保対策検討会を4回行ってきました。このなかで、検討会議、魚沼圏域研修会、実務者懇話会など、4回全てに参加してきております。また、県の看護協会を中心として、ネットワークづくり事業、看護師不足対策の会議、看護師資格の届出制度の説明会など、全てに参加してきております。次に、町単独の取組であります。院長・事務長による慈恵医大訪問を3回実施し、看護師の募集を50歳まで引き上げて実施いたしました。また、9月26日には、塩崎厚生労働大臣、高鳥代議員に要望書を提出させていただきました。これについては、次年度の診療報酬改定に津南町を含む魚沼医療圏が、医療資源の少ない地域で医療を行っている地域の指定になることが盛り込まれることになっております。また、ハローワークの募集掲載と、その延長を3月末まで行います。同じく、自衛隊援護協会の看護師募集掲載を今年新たに行いました。さらに、最近の学生は就職情報を得るためにスマートフォン等を利用するケースが多いことから、看護師就職サイトナビにも本年も登録をいたしております。さらに、津南病院の退職予定者以外の元訪問看護ステーションで働いておられた看護師1名を、私どもが新年度から計画している訪問看護ステーションにお迎えできる予定となっております。3月25日には、「クロスベン」で開催予定の「地区就職ガイダンス2017」に事務長と総師長が参加することになっております。また、28年度には、医師住宅の再編を行い、恵福園横の4世帯1棟の医師住宅を看護師寮にリニューアル調査・設計費を計上いたしました。これも看護師確保の一環であります。医師確保におきましては、何と云っても常勤化が患者にとっても経営的にもプラスになることから、引き続き粘り強く東京慈恵医大等に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「看護師不足対策に取り組む専任の人材配置を」というお尋ねであります。看護師確保のための専任スタッフについては、現在、配置する考えは持っておらないところであります。むしろ、県及び魚沼医療圏域との連携をより強固にしていくことが重要ではないかと考えているところであります。

次に、「休止になった療養病床フロアの使い方」についてのお尋ねであります。52床を休床にした療養病棟については、再開ということよりも、これからの津南町の医療・福祉を考えたうえでの利活用が最も望ましいのではないかと考えている次第であります。

次に、「療養病床休止の住民周知」についてのお尋ねであります。答申に対しての町の考え方、病棟の在り方につきましては、昨年7月23日に議会説明をさせていただいたところであります。また、療養病棟に入院の患者、御家族の皆様方には、全員の皆様方が特別養護老人ホームなどの介護施設入所希望者であることから、一層の入所の働きかけのお願いをすると同時に病院としても全力でサポートしていく旨の御案内文書を7月に送付させていただきました。なお、準備期間も必要との判断から1病棟化を2月1日と決めさせていただいたときも、1月の全員協議会の場で事情説明を病院事務長にさせるとともに療養病棟に入院の患者、御家族の皆様方にも手紙でお知らせをさせていただきました。「3階の活用について住民の声はどうか」というお尋ねであります。利活用については、1病棟化が一段落したのち、本格的に検討してまいりたいと考えておりますが、現在、住民の方々からの声は頂いていない状況であります。

次に、「新十日町病院に併設の予定である看護師養成機関の進捗状況について」であります。看護専門学校につきましては、昨年3月に県が中核病院として改築中の県立十日町病院に看護専門学校を設置する方針を出していただきました。27年度中に十日町病院への設置を中心に検討を進めたいとしているわけですが、この時点での青写真では、3年制で1学年40人定員の新発田病院と同様の附属看護専門学校の設置を想定しておると聞いております。いずれにいたしましても、27年度中に十日町病院への設置を中心に検討を進めたいとしていますので、案がまとまれば詳細な説明があるものと考えております。

私からの答弁は以上であります。残余の答弁につきましては、選挙管理委員長よりお願いをいたします。

選挙管理委員長（半戸敬二）

選挙管理委員長の半戸でございます。よろしく申し上げます。委員長になって1か月余りなので、できる範囲で答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、「高齢者の投票率向上策」につきましては、昨年3月議会、12月議会で町長が答弁したとおり対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、「選挙権が18歳以上になることの対応」につきましては、新潟県教育委員会から主催して、県内高校の教師を対象にして研修会を開催しております。また、市町村選挙管理委員会と連携しながら、出前講座も実施しておりますので、学校と協議をしたうえで対応を検討したいと考えております。今後、学校から要望があれば、啓発活動や出前講座の開設も検討してまいります。

投票率につきましては、町選挙管理委員会では、選挙が終了すると年代別投票率や投票区別投票率などの分析を行い、国や県に関する選挙につきましては、県内の市町村投票率なども参考にしな

がら協議・検討を行ってまいります。4月には、津南町明るい選挙推進協議会においても投票率向上対策について検討したいと考えております。参考ではございますが、このほど ―去年の秋です― 町議選の投票率は、全体では76.8%でした。ちなみに、20歳代48.5%、30歳代71%、40歳代80.5%、50歳代86.5%、60歳代92%、70歳代89%、80歳代70.5%、90歳代40%、100歳代7.14%でした。前々回は80%以上あったのですが、前回は70%台に減少したことは、私たち選挙管理委員会も真摯に受け止め、反省の材料としたいと思っております。私たち選挙管理委員会と津南町明るい選挙推進協議会は、選挙のあるたびに看板や旗による啓発、広報無線などで、また、他の地域でやっていない ―火曜日の売り出しのときです― 「清水フード」、「生活センター」における啓発物資による街頭啓発や津南町の成人式当日に模擬投票及び講話をやっていきます。栗原議員から指摘があった投票所への送迎ですが、投票所が30か所から16か所に減った際に、3km以上高齢化率50%以上の集落のバスの送迎を始めました。津南町で6集落あり、前回は ―町議選です― 大谷内が6名、下日出山が1名、見倉が3名、大場がゼロ、前倉は毎回電話をしているのですが、「私たちが乗り合わせて行くから。」ということで今回はなく、計10名の利用でした。始めたときは16名でしたが、年々少なくなり、今回は10名でした。しかし、物事を前に進めるために、2km以上のバスの送迎を検討してみたいと思います。ただ、2kmということになると、―先ほどの高齢化率はまだはっきりと分かりませんので別として― 津南町では、駒返り、貝坂、灰雨、足滝、穴山、出浦、上野、秋山郷の逆巻、反里口、石坂、朴ノ木坂、グリーンピアが追加されることとなります。ただ、そうすると、役場のバスと運転手の対応ではなかなか難しく、今後、行政と検討しながら進めてまいりたいと思います。

次に、「巡回移動投票所の設置、期日前投票所の増設」ですが、やるということになると、役場の3階と、その場所に新しくするところをオンラインで結ばなければならず、いろいろ調べてみると1か所において約90万円の経費が掛かるそうです。現在でも役場職員の減少で、1か所新たに設けるということになると5名の人員を確保しなければならず、なかなか容易ではないところであります。十日町市が投票所の大幅な減少に伴い、いろいろな対策を昨年の県議選のときに立てたと聞いておりますが、残念ながら無投票になり、まだ実行しておらず、今後、その計画を参考に検討してまいりたいと思います。

最後でございますが、私の要望ですが、田舎の良いところである隣近所の付き合いのなか、足のない人に声をかけ、投票所まで一緒に連れて行ってもらえるような、皆で声をかけ合っていたらと思います。今後、啓発活動のなかで取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

(6番) 栗原洋子

選挙管理委員長ありがとうございます。再質問ですが、この投票所の件を先に再質問させていただきます。病院のほうはまた最後までゆっくりやりたいと思いますので、―(笑い声あり)― よろしく願いいたします。

ただいま、大変いろいろな取組をお話していただきました。本当にありがとうございます。やはり高齢化が進んでいますので、どうしても投票率のほうも下がってしまうのではないかと思いますけれども、それに合わせてしっかりと対策を講じなければ、本当に投票率はもともと下がり

しまうかと思えます。現在、期日前投票所は役場1か所なわけですが、オンラインのお話もありましたけれども、投票日に行けない、特に高齢者の方は、選挙期間中、特に国政選挙は期間が長いからですから、投票所への送迎を期日前投票ということとで毎日各地域を巡回して、期日前投票所の役場まで送迎をしていただくような、そういう送迎を特に増やしていただきたいということと、それから、地域の実態に合わせて柔軟な取組をお願いしたいと思えます。巡回移動投票所も要望したいところですが、これは行政のほうにもお願いしたいのですが、『『強くてどこよりもやさしい津南町』だな。』と本当に思えるような施策をぜひ実現させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

選挙管理委員長（半戸敬二）

はい、分かりました。それでは、先ほども言ったように今後、津南町明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会で相談しながら、行政とも相談しながら、なるべく今言ったように、より良い住みよい津南町にしたいと思えますので、お願いしたいと思えます。

（6番） 栗原洋子

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、病院問題のほうに移らせていただきます。十日町・津南地域で療養病床がゼロになりますけれども、町長もしっかり御存じだと思いますが、現実をお話しますと、津南病院も十日町病院でも退院を迫られて施設を探し回って、本当に家族の方が苦しい状況に追い込まれています。町長は、「退院を迫ったり入院を断ることはない。」とお話してはいますが、本当に深刻な状況が現場にはあるのです。町長も「魚沼基幹病院がオープンし新十日町病院もできる、魚沼圏域の医療情勢が劇的に変わる。」とおっしゃっています。昨日、藤ノ木議員もお話しましたが、魚沼基幹病院も医師・看護師不足で、190床がオープンできない状況です。十日町病院もベッド数が275床と増えるわけではありません。劇的に何が変わるのか。津南病院のベッドが52床削減されます。このような状況のなかで津南病院の役割は何か。先ほど町長もおっしゃっていましたが、本当にこれで地域医療が守れるのか。もう一度お聞きします。

町長（上村憲司）

三つほどの質問になっておるかと思っております。

まず、一番目の「津南病院が入院患者を追い出すがごとき行いというものをやったかどうか」ということについては、事務長から答弁をさせます。

次の、「劇的に魚沼圏域の医療の状況が変わるということは、どういうことなのか」というお尋ねについてであります。これは昨日も藤ノ木議員にお話をしたとおりであります。基幹病院という、いわゆる3次医療機関というものが我々魚沼圏域にできた。これをもってして魚沼圏域の医療状況というものが劇的に変化したと言わないほうが、私はおかしいと思っております。さらに、もう少し具体的に申し上げさせていただくならば、魚沼圏域に魚沼基幹病院という3次医療機関が導入・設立されたことによって、救急疾患患者の流れというものが、極めて急激に基幹病院に集中をし始めておる。まだフル稼働ではないのでありますけれども、救急救命車、高規格救急車等の出動の基

幹病院に対しての搬入は、極めて高率なものになっておるといことでありまして、これが平成30年にフルオープンとすると、更にそういった流れというものは集約されて基幹病院に行くようになるだろう、そう思っております。また、「裏日本」という言葉ではない日本海側の医療機関としては、全国一日本海に面した全国ということでありましてけれども一 最高の医療設備、あるいは医療技術というものを揃えた病院であります。そうしたことから、医療あるいは救急救命ということに対しての安全性の担保というものは、極めて高くなったということが間違いなく言えよう、そう思っております。とすると、これからは患者の流れというものは、必然的にそちらに太く移行していくことになる。そうすると、今まで十日町病院にそういった緊急救急患者というものを受入れる機会は、その分少なくなってくる。これも必然の流れであります。しかし、十日町中核病院も患者さんを必要とするわけでありまして、今まで安定期、あるいは慢性期、そういった患者さんは、例えば中条にある中条病院に移動していただいたわけですね。だから、中条病院の第2内科は100%十日町病院からの移動による入院患者であった。しかし、それが今度、なかなかそういったことが行なわれなくなってくる。そういったことで、済生会の中条第2病院の閉院ということを決議した。あるいは民間病院のことでもありますから、私はこの場では余り申し上げませんが、そういうような志向性というものの、いわゆる魚沼医療圏である我々の地域の医療というもののシステムアップが大きく変化することによって、民間サイドでは極めて急激にその対応というものをやっておることは、御案内のとおりであります。そうしたことをもって劇的な変化と言わないとしたら、私は逆に「なんでそれを言わないのですか。私には劇的な変化ということ以外考えられないな。」という思いをいたしておるところであります。

また、そういう変化のなかで我々の津南病院がどういった立ち位置というもので、これからの地域医療を担い、考えていくか、ということが3点目のお尋ねであったろうと思っておりますが、この件につきましては昨日、全く同じ御質問を藤ノ木議員からいただきました。そのときと同じ答弁であります。「私がこの場で病院の経営上のことについて（答弁することは）、経営責任者である院長先生をはじめとする病院側と綿密な打合せを行っておる経過が未だありませんので、控えさせていただきたい。」というお答えを申し上げさせていただきました。ただ、そうなったときに津南病院がどういったようなポテンシャルなり、あるいはアイデンティティなり、そうしたものを持ち続けることが肝要かということの理念というか考え方というものは、私なりには持っておるところであります。しかしながら、繰り返しになりますが、もう少し病院の実務の皆様方と入念な打合せ、考え方の整理というものをさせていただくことが、より肝要であろうというように考えておるところであります。以上であります。

病院事務長（桑原次郎）

無理やり療養病棟の患者さんを追い出したという認識は持っておらないところであります。私が4月1日にこの任に就いたときには、35人の療養病棟の患者さんがおられました。この35人全員の方が、施設入所申込みを希望されている方々でありまして、2月1日に「1病棟体制にします。」という議会説明をした時点で10人いらしたわけですが、その間の25人の方々というのは、本当に町内の特別養護老人ホームをはじめ近隣市町村の十日町市・栄村等の施設に御協力いただいて、そちらのほうへお移りになられたということでございます。

(6番) 栗原洋子

今、事務長から「患者さんを追い出すということはなかった。」というお話を聞きました。追い出すと言っても、一言葉ですけれども一施設を家族の方に探してもらって、「退院しなさい、退院しなさい。」というようなことが実際にあったと聞いています。これ以上言わないですけれども、本当に家族の方が奔走している。今、10人の療養病床の方が一般病棟に上がったかと思いますが、町長（から）その方たちも新しくできる地域密着型の施設に移るというお話もありましたけれども、全員が本当にそこに移れる状況なのか、そこら辺は分かりません。そして、事務長にも少しお聞きしたいのですが、1病棟体制のなかで十日町病院や魚沼基幹病院からの転院も、今後更に増えるのではないかと心配しているのですが、そういう状況はいかがでしょうか。

病院事務長（桑原次郎）

今後のこととしては十分あり得ることだろうというふうに思っておりますけれども、今の62床のなかで十分やっていけるのではないかと考えております。

(6番) 栗原洋子

町長から、津南病院の立ち位置というお話がありました。津南病院の役割は私が思うに、一症状に依じてなのですが一身近な医療を支えて、症状に応じて適切な医療機関を紹介する、そういうことが重要になってくるのだと思います。掛かり付け医院の存在が、今後更に必要ですよ。そして、普段の診療や処置、慢性期の患者さんを受入れる地域にとって大事な病院なのだ。地域の病院なのだということをしっかりと考えていかなければならないと思います。そして、魚沼基幹病院の役割ですが、「うおぬま通信」にも書いてありますが、平均在院日数が12日、症状が落ち着いたら掛かり付け医院に戻ってもらう。役割分担で対応し、医療連携を加速させるために理解と協力が近隣の病院でも必要だということです。この地域の医療機関が、こういう体制に変わったということで、津南病院の役割が本当に大きく変わる時期なのだろうと思います。それで受入れ態勢のほうは1病棟で本当に大丈夫なのかということです。

次の2番に移ります。具体的な取組になりますが、病院も院長先生、事務長さんも含めてさまざまな事業に参加をしていただいたりしています。看護師確保対策、これは私たち津南病院を守る会で1月27日に県要望に行ってまいりました。県の福祉保健課の中に、看護職員確保対策課があるのですが、さまざまな事業をやっていると聞いています。内容はたくさんありますので、また事務長ともあとでお話したいと思いますが、県の課長から聞いて驚いたのは、「津南町から直接、看護師確保に関してや療養病床のことについて具体的な要望は何も届いていない。」というお話がありました。県にも行かないで、どこを回っていらっしやったのでしょうか。そして、2月28日にも新潟でガイダンスがありました。これも「朱鷺メッセ」で450の方が来場したそうです。県内で94の病院が参加をしています。これにも参加をされたのかどうか、お聞きします。

病院事務長（桑原次郎）

その「朱鷺メッセ」のガイダンスには参加してございません。就職ガイダンスに予定していますのは、3月25日の十日町「クロスステン」で行われる就職ガイダンスに参加予定であります。

（6番）栞原洋子

今後の退職者数について、お話をさせていただきます。今年も含めて今後5年間で退職予定者数が16人いらっしゃるのです。今年3月に6人退職されるそうですが、1名の新卒者が入って来られるそうです。それで、16人ではなく15人になると思います。奨学資金を貸与している方が合計で7人いらっしゃいます。現在、看護師の人数ですが、病棟が24人、外来が15人ということだと思いますが、合計で39人です。このまま看護師確保の対策が進まなければ、5年後には15人退職して、看護師が総数で24人になるのです。このことについて町長はどう考えますか。

町長（上村憲司）

今、議員がおっしゃった具体的な人数について、その制度は私は分かりませんが、私がこの職責に就任させていただいて、一番最初に思ったのが「看護師不足で困るようになるな。」ということでありました。したがって、確か就任直後に、その考えというものを内部検討させて、翌年に奨学金制度というものを作って議会に御提案させていただいたというように記憶いたしております。県内は無論トップでありましたけれども、全国的にも我が町の医師・看護師確保のための奨学金制度は、図抜けて高いものであるというように思っております。また、そういったことを受けて、県のほうと直に話をさせていただいて、医師・看護師確保対策というものが県政の中でも知事の重要事項だということを決めていただきました。その一つの現れが、今、議員がおっしゃった医師・看護職員確保対策課の設置、新設ということでもあります。また、それと並行して、我々の医療圏域の看護師養成機関の空白化ということについても、県と随分検討をいたしました。その結果、生まれたのが、十日町病院の中核病院としての新しい開設時に並行して看護師養成機関をこの圏域に導入する、そういった今の動きであります。そうしたことを、私は一今この公表されている電波の中で堂々と言いますけれども一 中心的にその施策の確立というものに携わった一員であります。むしろ、こういうようになるということ、今、議員がお訪ねの「定年退職がそうやって出てくるよ。」というような話というものは、もっともっと早く察知せられたことではないか。特に医療に携わっておられた議員は、そうではなかったのだろうか。もしも、今行っておるような対策というものを、今の議員のような真摯な懸命な看護師養成ということを早くやっていただければ、こういった事態というものは、あるいは回避できたのかもしれないというような思いをいたしております。いづれにいたしましても、過去を申し上げても何の役にも立たないわけでありまして、私どもが今現在取れる、できる、そうした政策について、より効率的であり、より実効性のあると思われる施策について進めてまいりたいと、かように考えておるところであります。

(6番) 栗原洋子

随分ひどいことを言われたような気がします、現職で働いていて看護師確保に一生懸命になんかなれないですよ。町長は県議会に県議としていらっしやったわけですから、町長に就任してから6年経ちました。その間もどういう対策を考えていらっしやったのでしょうか。

町長 (上村憲司)

私は今ほどもここで申し上げました。余り自分で「あれやった、これやった。」と言うのは、私は性に合わないの、余り申し上げたいという思いもないのですけれども、先ほど申し上げた魚沼圏域に3次医療機関の導入ということ、一番最初に施策・公約の中で謳ったのも私でありました。あるいは、医師・看護師(確保)対策ということについて、就任以来、鋭意努力をしておるということは、議員も御理解をいただけることではないかというように思っております。大変申し訳ございません。いつから議員の職に就いておられるのかというのを私はよく分かりません、あるいは失礼なことを申し上げたかもしれません。いずれにいたしましても、行政だけ、あるいは議会だけ、そういったことではなくて、皆して津南病院の医療の存続というもの、あるいは津南町民の安心・安全な生活の護持というもの、そうしたことを考えていくということは、とても重要なことだろうというように思っております。

(6番) 栗原洋子

次に行きます。「看護師確保対策に専門スタッフを。」という質問に対して町長は、「設置をする考えはない。」とおっしゃいました。この地域の医療を考えるのは町行政であり、津南病院の事務長や院長に経営を委ねるような、そういうお話がありましたけれども、町の病院なので、町長はしっかりと考えてください。そして、私がずっと提案をしてきましたけれども、昨年私が「シングルマザーの方に(看護師として)来ていただくことはどうか。」という提案をしました。それを「いただきます。」と町長はおっしゃいましたけれど、それはそのまま飲み込んでしまったのでしょうか。

町長 (上村憲司)

あるいは院内保育のことについてお尋ねなのですか。そうではないのですか。

(6番) 栗原洋子

看護師確保に対して、私はさまざまな方法で取り組むべきだというお話を前からしていますけれども、(昨年、)「全国にシングルマザーの看護師の方がいらっしやる。そういう方からぜひ来ていただきたい。」という提案をしたのですが、町長はそのとき「いいお話で、それをいただきます。」とおっしゃいました。取り組んでいらっしやいますか。

町長 (上村憲司)

いい案だと思いますね。具体的にどういったような方法で呼びかけをするかということについて、いわゆる方法論についてが全く検討なされておられないので、そうしたことから始めなければなるまいというように思っております。そして、その一番のキーがいわゆる院内保育

という問題になるのではという思いをいたしておいたものですから、そういう尋ね方をしたのでありますけれども、ここでも答弁申し上げさせていただいたように療養病床の廃止ということに伴って、院内保育、特に院内だけではない、病後児保育、病児保育等々の問題も併せて検討できないものかどうか、病院側のほうに投げかけをいたしておるところであります。

(6番) 栗原洋子

この看護師確保ですが、専門スタッフをどうしても配置すべきだということですがけれども、この津南の山間地に来てもらうには、並大抵の努力では看護師は期待できないと思います。やはり魅力のある病院、魅力のある町でなければ、若い人は来ません。だから、どうしたら来てもらえるか、さまざまな方向から企画や提案をする。そういうふうにならなければならないような特色を出さなければ、看護師は集まりません。そういうことで、来ていただきたいということを説得できるような優秀な人材が必要だと思います。もう一度、町長は専門スタッフ設置について真剣に考えていただきたいと思います。大事なことには、参与を置いたり副町長を置いたりしているわけですから、副町長を2人にしてでも専門に取り組むことが、地域医療を守ることでないでしょうか。

それでは4番目ですが、(津南病院)3階の再開のお話です。再開はできないということですか。

町長(上村憲司)

再開という意味は、議員がおっしゃるのは、「療養病棟として」という意味なのでしょう。ちょっとすみません。ちょっとイレギュラーですけど、事務長、今は入院患者は何人おいでですか。— (病院事務長「42人。」の声あり) — 42人。今現在、114床に対して、42人の御入院の患者さんがおいでということでありまして、先ほど、議員もおっしゃったように今年の10月に29床の福祉施設がオープンいたします。そこへ恐らく最低でも10人は移動なされるというように報告を受けているところでありまして、そうすると32人という入院患者さんであります。62床に対して32人の入院患者さんということでありまして、医師・看護師不足と一緒に入院患者さんもなかなか厳しい状況だという話を、私、選挙戦のときに申し上げたら大変怒られたのですが、全く間違いなくそういった状況になってきておるといえるように思っております。そういうなかで、いたずらに病床だけ確保するとしても、果たして地域住民、町民の医療に対してのニーズというものに応えることになるのかどうか、そこを考えると考える必要があるということが一番考えております。必要な、あるいは必要にして十分なベッド数を確保する、そんなことは当たり前のことではありますが、それは62床というベッド数で現状を鑑みるときに満足できるベッド数だという考えを持っておるところであります。

(6番) 栗原洋子

時間が無くなりますが、休床ということではないという、方向転換ということですね。分かりました。

それから5番目の「病院便り」の件ですが、全然出す予定がないということですね。

町長（上村憲司）

今、「休床ではない。」というふうに決めつけられましたけれども、今は休床で状況を見ているのです。間違えないでください。新年度になってからどうするかということについては考えたいというように思っております。

病院事務長（桑原次郎）

「病院便り」ということについてでよろしいでしょうか。現在、「広報つなん」を通じて必要な情報はお流ししているということと、町のホームページに、その都度、医師の変更等さまざまなことについては、タイムリーに掲載をしているところをごさいまして、取り立てて「病院便り」を定期的に全戸配布するというような計画は、今のところ持っていないところであります。

（6番） 栗原洋子

最後の看護学校のことですが、「現在、お話ができる状況にない。」というふうに県がおっしゃっていました。だから、本当に十日町市も津南町も、ただ期待感があるだけなのです。何も決まっていけないのです。設置するとかしないとか、どこにするとかか、そういうお話は全く進んでいないという考え方です。ですからぜひ、これからはしっかりと併設できるような方向で要望していただきたいと思います。

時間になりましたので、終わります。

（9番） 大平謙一

通告に基づいて一般質問をします。大きく4点について質問したいと思います。

1. まず、第1点ですが、津南町の人口は減少の一途である。その対策について伺います。町の人口は、自然増と減少では、減少が大きく上回っている。人口比率では、高齢者が多数であり、学生の転出など減少要素のほうがはるかに大きい。町は、「津南町人口ビジョン（案）」を我々に示しました。2040年に7,300人程度、出生率は2.02%というものが示してありましたけれども、とても厳しく、その頃はもっと人口が減ってしまうのではないかと思います。現実に沿った対策を示すべきと私は思っております。町長の考えを聞きたいと思えます。
2. 就労者確保について。町の労働者の割合は、町外に出て行って働く人と、町外から津南に来て働く人の割合は、出て働く人は1,000人程度で、津南に入って来て働く人が930人ほどで、その差は70人程度だと私は聞いたことがありますけれども、町の活性化のためには、産業界が求める人材を町が主導して確保することが必要と思えます。これは、私はこの前の（議会）のときもそういう話をしたわけですがけれども、なかなか実現しないことですので、今回またそういう人口ビジョンというものが示されたことによって、もう一度話してみようと思ったところです。
3. 次に3番ですが、集落維持についてです。町の農業就労者は高齢化しております。60歳以上の人が多数です。今後、農家は後継者不足で農家数が激減すると思えます。そうすると、山地（※

山間地)の過疎集落においては、集落維持が難しくなるのではないかと考えられます。その対策をどのように考えているか伺います。

- 次に4番ですが、そのような状態で、町全体でも兼業農家が多数であります。国の政策では、大規模化の一途である。兼業農家への対策を示してほしいと思っております。壇上では以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

大平議員にお答えいたします。

まず1点目、「人口減少対策」についてのお尋ねであります。「津南町の人口ビジョン」では、2040年に7,317人を目標人口といたしました。この数字につきましては、「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で国・県の施策も参考にしながら、四つの分野で町の現状をしっかりと分析して十分議論したうえで、町としての将来の方向性を提言いただいたものであり、決して現実離れした数字ではないと認識をいたしております。当然、将来の目標数値でありますので正解はありませんが、「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で提言された事業、国や県の補助事業を活用するなかで具現化してまいりたいと考えております。

次に、「就労者確保について」であります。学校を卒業して町外へ就職する若者が多いわけですが、その要因といたしましては、職業選択の幅が少ないこと、町内企業の情報発信が少ないことなどが挙げられると考えられます。しかしながら、十日町管内の有効求人倍率は、6月以降1倍を超え、12月末現在1.3倍となっており、雇用情勢は改善傾向にあります。また、ここ数年、ふるさとでの就労希望者も増えてきており、今後、津南町異業種交流会や町商工会、十日町地区雇用協議会と連携しながら就職ガイダンス、企業見学ツアー、企業紹介セミナー等を通じ、広く町内事業所を知っていただき、人材確保に努めるとともに、学校・教育委員会と連携し総合学習の中で地域産業を知ってもらい、地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、「集落維持対策」についてのお尋ねであります。少子高齢化による人口減少は、津南町のみならず全国的な問題であり、集落を維持するうえでも大きな課題であると認識しております。農業関係では、後継者確保対策として、新規参入者の積極的な受入れにより新規就農者への資本整備の補助や就農後の給付金の支給を実施し、集落の後継者対策を行っているところであります。また、多面的機能支払、中山間地域直接支払を活用した農道や水路整備に対する補助、共同作業等に対する助成を行うことにより集落の負担軽減を図っており、併せて農地中間管理機構を使った担い手への農地集積による農地の荒廃防止対策を展開しながら農業後継者の確保を図り、集落維持に努めてまいりたいと考えております。さらに、移住・定住にも力を入れたいと考えており、空き家も年々増加しておりますので、新年度には職員が主体となって空き家調査を実施することにいたしております。その調査結果を分析したうえで、修繕がどの程度必要なのか、個人の家財等をどう処理した

らよいか、貸してくれるのか、売ってくれるのかなど、さまざまな区分をしたうえで空き家バンクへの登録を増やし、移住につなげて、集落維持の方策の一つにしたいと考えております。

次に、「兼業農家対策」についてのお尋ねであります。我が国の兼業農家数は、全体の67%を占め、コメ生産量の6割を担っており、津南町のような条件不利地を抱える中山間地域にとって、農地維持、環境保全とその役割は大きく、担い手としての兼業農家があると考えております。しかしながら、農業者の高齢化への対応や生産コストの軽減には、農地集積による大規模農家の育成を図ることも重要であり、これらの対応を図るとともに、兼業農家対策としては、農業機械の共同利用化等による経費の削減を進め、引き続き兼業農家の皆様には、地域農業維持のため集落の担い手として頑張っていたいただきたいと思います。

以上であります。

(9番) 大平謙一

それでは、1番から順番に再質問させていただきます。

「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」という非常にいい名前で、働いております町の職員と、そのほか町で選んだか、手を挙げてもらったんだか知らないけれども、一生懸命考えて、これを作っていたということには感謝するわけでありまして。しかし、これを読んでみますと、総合戦略ということからすると、その戦略がないのではないか思うわけですが、これに書いてあることは正しくて、そのようなデータで人口が減っていく、そして子育てをするには、このようなことが必要だと書いてあるわけなのですが、それをどうして達成していくという一番大事なところが、私は少し欠けているのではないかと思うわけですが、そこはどのように検討したのでしょうか。

町長（上村憲司）

具体的な検討内容については担当課長から後ほど補足をさせますが、今の議員の質問は相当厳しいところでございまして、正鵠を射ておるなどそのように拝聴させていただきました。いわゆる戦略論・戦術論というものは、なかなか組み立てが（難しく）、どこを区分するかということは、古来いろいろな議論が行われてきておるところでありますけれども、確かに、この戦略というのと戦術というのとどういうように使い分けるか。例えば、昨日のどなたかの御質問にあったKPI（※重要業績評価指標）あるいはKGI（※目標達成指標）そういったものをどのように区分するのかというのと、あるいは似通った所があるのかもしれませんが、議員の言わんとする意味はおおよそ分かるような気がいたします。また、そういった面について、どのような具体的な議論が交わされたかということまでは、私は承知しておりませんので、補足をさせていただきます。

総務課長（小野塚 均）

「総合戦略とは名ばかりで戦略がないじゃないか。」という大変厳しい御指摘だと思っております。まず、町の総合戦略の基本目標というのは、昨日も話をしましたが、四つの目標があります。「雇用の創出」、「新しい人の流れの創出」、「結婚・出産・子育ての支援」、「安心な暮らしと地域の連携」と、この四つの大きな目標の中で、ではその次として、基本的な方向性をどうしていくのかというところをまた分析し、また、その基本的な方向性をどうやってどのような事業で実施していくのか

というところまで検討をした内容になっています。やはり最初に皆さんに「余り夢物語は描かないでほしい。」ということは、私のほうでは言いました。ですから、そういう面では、「こうなっていくんだ。ああなっていくんだ。」という夢的なものはないのかもしれませんが、私自身は非常に津南の現実にあったひとつの戦略が出されているかなと思っております。何回も申しますが、やはりこれをどうやって具現化できるか、そこが私は一番の最大のポイントになるのではないかと考えております。ですから、国・県の今後の動向を十分に把握しながら、とにかく知恵を出して、なんとかこの事業を具現化できるようなものにもっていきたいと考えております。

(9番) 大平謙一

数字は確かに厳しくて、このようになっていってしまうという、これから3割の人が少なくなっていくのは本当に切ない話なのですが、これはいろいろ検討してもらったなか現実的にそういうことが起きる可能性があるのだと思います。それに伴って、出産をしやすくなる、それから子育てをしやすくなるという、そういうことでこの程度で食い止めたいということは分かるのです。そうすると、例えば昨日からいろいろ言われているのですけれども、子育てに保育料の無償化とか、もっと進めた奨学金の補助とか、いろいろやり方もあると思うのです。そういうものをきちんと兼ね備えた戦略を練って、人口はこの程度で留めたいというのをはっきり示してもらいたいというのが私の考えなのですが、お願いします。

総務課長 (小野塚 均)

大平議員の御指摘のとおりかなと思っております。例えば、「子ども子育て支援の充実」という中には、子育て世帯への経済的支援だとか、あるいは出産一時金の問題、あるいは保育園の半額とか無料化とか、そういうような具体的な軽減策も当然議論しております。ただ、これは国・県もやはり同じ考えを持っているので、とにかくなんとしても出生率を上げながら人口減少を食い止めていきたいというのが大きな柱になっています。ですから、国・県のさまざまな施策がこれから出てきますので、その施策をよく見ながら、では町が次の段階としてどの部分を支援していかなければならないのか、そういうものを見ながら、また来年度以降、事業的には検討していきたいと考えております。それから昨日、PDCAという話もありました。要は、見直しの話なのですが、この見直しについても、やはり作って終わりということではなく、きっちり時勢に合った、また国・県の施策に合ったものに見直しもしていかなければならないと考えております。

(9番) 大平謙一

人口を維持するには、女性の働く場の確保、それから結婚しやすい環境、そういったものが重要なことなので、とにかく女性に津南に残ってもらって働く場があるということがまず第一であるということは皆さんが承知していると思いますけれど、そうするには例えば、介護の職員の賃金が安くて、そんなものはとてもやっていられないとか、看護師の給料が安くて、それも津南では嫌だと、そういったことでは困るのです。そういったものをこうしていつてなんとか就労の場を作りたいということや、800人も900人もほかから来る、それだけ津南に働く場があるのに、1,000人も出て行

ってしまう、そういうのは何が原因かというのもきちんと検討してもらいたいわけなのですが、そういうところはどうしたのでしょうか。

町長（上村憲司）

「どうしたのでしょうか。」と言われても、誠にどう答えたらいいか困るのですけれども、昨日の御質問の中で同じような数字を、「津南から出て行く人が1,000人で、津南へお出でになられている方が800人だ。」とお尋ねの方もおいででありました。今、議員は、「1,000人出て行って、930人が来ている。」と、この間の異業種交流会のときに出た数字だと思っておりますけれども、そういった数字が大体同じなのは、トレンド・傾向としてはそうなのだろうというような思いをいたしております。そういったなかで、これも私はここでも何回か言わせていただいたのですけれども、就任して一番驚いたことの一つに、津南の子どもたちに、なんで津南に勤める希望をお出しただけなのかというのが本当に分からなかったのですね。今はそうではなくなってきたらあって、大変ありがたいと思って、皆様方の御努力のおかげだと嬉しく思っているのですけれども、そういったことが、なんでそうなるのかというのが自分自身でも分からなかったものですから、私は仲間や知り合いの、丁度そんなお子様をお持ちの親御さんに、その頃、随分尋ね回りました。そうたら、そのときの答えの一つとして自分で思ったのは、—それが正しいかどうかなんて分かりません—津南に勤めさせながらない親御さんが非常に多かったというのを、私はそのとき感じました。これはいけないなという思いをしたのです。まず、親御さんの意識というものもしっかり変えていただいて、津南で自分の子どもたちを生活させても、しっかりとその将来の安定、あるいは確実、そうしたものを見据えることができるという町づくりをどうやっていったらいいのか。あるいは、そういったことの自信というものを、誇りというものを、どのように伝えることができるのか。そんなことを懸命に考えながら、—今現在もそうなのですけれども—そんな思いをいたしております。また、子どもたちにも、将来に対しての可能性という意味で、津南町の可能性ということをごどのように政策・施策の中でお示しすることができるか。そうしたことを非常に強く考えて、議会の皆様にも御理解と御支援をいただきながら、さまざまな施策を取り組ませていただいております。私とすると、そんなことしか言いようがないのでありますけれども、やはり子ども自身の希望というものを紡ぐと同時に親御さんの可能性ということに対しての確信というものも築く必要があるというように、そのとき思いました。

（9番）大平謙一

町長がそう思っていただくと本当にありがたいわけで、そうやって皆さんで考えたり、地域の子どもと親に、この津南を守りたいという、地域を守りたい、家を守りたいという、それをこの前（の議会のときに）も教育長にも教育の中でお願ひしようということで私は考えて、お願ひしたわけです。そのとおりに考えると、兼業の方が多くて、兼業ができていくには、企業もここで働いてくれる人が（農作業のために）春・秋少しくらい休んでも我慢してやる、そういうところにはこれからは補助が出るようなことがあるかも知れません。私は期待しているのです。それに町も、そういう方向で企業に対して話をしていたいただければ本当にありがたいと思うのですけれども、そこらを少しは企業にも人口対策として話していく気はあるのでしょうか。

町長（上村憲司）

面白いユニークな発想だと思います。できるかどうかはまた、それこそ異業種交流会ですとか、そういったときを通じて一つの議題としていいなと思って伺っておりました。今までそういったことで、各企業に「稲刈り休みを取らせてください。田植え休みを取らせてください。」というようなお願いを私自身がしたことはありません。ただ、私も民間におった一員でありますけれども、実態を見ておると、適宜そうしたことをお取りになっているという、津南町に御勤務なされている方の実態はそうなのではないかな。土日も活用されたり、天候の具合でそういったことができない週末になったときには、振り替えてウィークデイに取っていただくというようなことが極めて普遍的に行なわれておる地域ではないかというような思いもいたしております。

（9番）大平謙一

そうであってくれればいいのですけれど。「遊びに行くのなら休んでもしょうがないけれども、働き過ぎて次の日くたびれたなんて言っちゃ困る。」ということも聞いておりますので、そこら辺は、働き過ぎて疲れて本業がおろそかになるのは困るのですけれども、やはりそういった寛容な心が必要ではないかと思うわけで、そこら辺のところを町としても話をしていただければと思うわけです。

次になりますけれども、みんなつながっていて同じような質問になって申し訳ないのですけれども、農業の高齢化の話なのですが、農業というのは本当に大事な産業であって、町にとっても大事な産業であるし、日本にとっても大事な産業であるのに、農業の就労者が高齢化して後継者不足。そして更に、今の（農地）中間管理機構みたいなものを作っても、大規模化を進めようとしているというのが、非常にこういう農村には…それは荒れ地が増えたのでは困るわけですが、こうやって農業をリタイヤすれば補助金が出るという、この政策はどう思いますか。

地域振興課長（江村善文）

リタイヤ給付金のことだと思うのですけれども、これについては、特にリタイヤするのを推進するとかそういうことではなく、「集積をしたときに、その集積に対して貸し手として出された方々に対して何らかの補助なり補てんをすることで集積を進めていく」というのが本来の給付金の趣旨だと思いますので、これについては集積を進める意味では、ある程度効果がある給付金だと考えます。

（9番）大平謙一

補正予算か何かに集積したその補助金みたいなものが、かなり高額な金額が示されたと思ったのですけれども、私は金額を忘れてしまったので。昨日の話の中で「集積が 35ha できた。」という話も聞いたわけですが、35 町歩というと結構な面積なのですけれども、現状はどのようになっていますか。

地域振興課長（江村善文）

今年度の補正（予算）で出ささせていただきました集積の 35 町歩については、十二ノ木集落で集積をされたところがございます。集積については、先ほど言われたとおりリタイヤ給付金について、

その人が持っている面積を殆ど全部出してもらわなければならないけれども、出してもらった方に2町歩以上だと70万円、5反歩から2町歩までが50万、5反歩以下は30万円ということで給付金が出されています。その合計が一千何百万円になったかと思います。

(9番) 大平謙一

35町歩というのは全部十二ノ木だったのでしょうか。ほかにも何か所かそういう所があったように人の話をそこらで聞いているわけですが、2,000万円近かったような気もするので、はっきり教えてください。

地域振興課長(江村善文)

すみません。ちょっと資料を持って来ていないのですが、一番多かったのが十二ノ木で23.5haなのです。それ以外の部分については、町内いろんな所で、要はリタイヤしてその分を機構に貸したりして集積された方々の分が残りの分ということで、それについては町内分散しております。

(9番) 大平謙一

こうすることで集積される。そして、大きい所は大きくなっていく。2町歩作っていてもやめてしまうという方がいるというのが現実で、2町歩も作ってれば、農家とすれば一丁前の農家だというのが昔からあったわけですが、ここの認識は今はどうなっているのでしょうか。—(笑い声あり)—

議長(草津 進)

若干、質問とずれているようでございますので、後ほどお願いしたいと思います。

(9番) 大平謙一

私の考えとすると、町は国が言っているように集積を進めるという考えであるとするならば、兼業農家は大変な目に遭うというふうに思うのですけれど、もう一度お願いします。

町長(上村憲司)

先ほど壇上でも申し上げましたけれども、両面立てが必要なのだろうと。地域農業というものを維持・護持していくためにはですね。集約化ということも大変重要な一つでありますし、また一方で、そうできない部分の兼業農家の護持ということも極めて(重要で)、農村集落、そうしたことの形成という意味では、両方がないと維持形成できないということになるわけでありまして、そうした考え方に立っております。

(9番) 大平謙一

そういったことで農家がどんどん少なくなってくる。そうすると、過疎の集落が維持できなくなる。さっきから、町で働くという(話が出ていますが)、そうするには、企業だけで働くとすると稼ぎでなければ給料が少なくて大変だ。そうでなければ兼業。そういったことが重要で、そういう

方針を町がキチッと出して、小規模な集落や兼業農家を守っていただかなければ大変なことだと思うわけで、もう一度、そのところの守り方をお願いします。

町長（上村憲司）

恐らく日本中でその質問に回答を出せる人はいないのだと思いますけれども、行政が「一どう言ったらいいのですか」一軒一軒の農家、あるいは一つ一つの集落の護持・維持・継続ということにしっかり携わるといことは、事実上不可能であろうというよう思っております。そういうなかで取捨選択をしながら、どのようにそのことを行政としてサポートできる部分、それからサポートできない部分といろいろあろうかと思っておりますけれども、村落・集落を全部維持・継続をするという施策というのは、私は事実上不可能だと思いますね。答えにならなくて申し訳ございませんけれども。

（9番）大平謙一

正解はないというのが最初にあった言葉なので、分かりました。一生懸命やっただけで、今後、津南町の維持につながっていくと思っておりますので、そういうことで今後も頑張っただけだと思っております。

以上です。

（3番）石田タマエ

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

当津南町においては、何か行動するには、何よりも移動手段が大きなネックになることは、御承知のとおりです。我々、車を運転する身では、そのことがさほど苦にならず、距離感まで麻痺してしまいそうな現状にありますが、車を持たない子どもたちや高齢者、さらには障害をお持ちの方々には、生活をするうえで大きな課題となります。特に、足腰に不自由を感じるの方々にとっては、ほんの少しの距離でも大変な苦痛を強いることとなります。また、距離によっては、家計への影響も大きなウェイトを占めます。そこで、次の2点について、質問をいたします。

1. はじめに、公共輸送体系の見直しについて伺います。一昨年、12月議会において、スクールバスの件で質問させていただいた折に、町長より「社会環境が往年と全く変わってきている現状で、もっともっと細やかな配慮が必要だ。また、軽々に判断して交通不利益となる公共輸送では元も子もなくなるので、慎重に取り組む。」との御答弁をいただきました。この地域においては、公共交通の在り方が非常に重要だと認識をしているところであり、また、喫緊の課題でもあると考えます。一方、小学校の統合が進められており、保育園でも、答申によると、平成30年には2園体制が示されております。また、地域医療体制も劇的に変わりつつあるなかで、御高齢者の通院手段としての公共交通の在り方も重要であります。また、町内の高校生の七、八割の生徒が、町外の高校に通う現状があります。これらを鑑みますと、重要かつ喫緊の課題ではないかと考えますが、現在の協議会の進捗状況と、町長の見解を伺います。

2. 次に、日常的に公共交通を利用せざるを得ない高校生の通学や障がい者が施設に通う通所手段としての公共交通利用への支援について伺います。

(1) まず、高校生の7割から8割近くの生徒は、町外の高校に通っています。その通学手段として、バスやJRを利用していますが、自宅から十日町行のバス停や駅までの間を、殆どが御家族の送迎に委ねなければなりません。現状では、特に米原方面や上郷方面では、公共交通の連携がうまく取れてはいません。また、通学費用が家計にも大きく影響します。高校生を持つ親御さんが、大変四苦八苦をされている現状ですが、これらについての支援策は考えられないのか、お伺いをいたします。

(2) また、同様に、障がい者が利用施設に通うための交通費に対して、近隣では交通費補助がなされています。このことは、昨年的一般質問でも提言をさせていただきましたが、現状では、町としては補助がなく、ボランティア団体での多少の補助があるのみです。交通費と利用負担で出費がかさみ、福祉施設の利用を控えなければならないといった現状もあります。早急な取組を望みますが、平成28年度予算では、これらが盛り込まれておりませんでした。町長の見解を伺います。

壇上では以上です。

議長（草津 進）

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

—（午前11時45分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後1時00分）—

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

石田議員にお答えいたします。

まず1点目、「公共輸送体系の見直し」についてお尋ねであります。津南町の公共交通の種類といたしましては、JR飯山線、南越後観光バス運行路線、市町村運営有償運送、乗り合いタクシーなどが存在していることは、御案内のとおりであります。町では、利用者の利便性の向上を目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成及び実施並びに地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、津南町地域公共交通協議会を平成19年度に設置し、計画策定2年間、実証運送3年を経て、平成24年度から本格運行を実施しております。津南町地域公共交通協議会で関係している公共交通につきましても、津南町が主体となって運行する市町村運営有償運送と、津南町公共交通協議会がタクシー事業者に運行を委託する乗り合いタクシーの2系統があります。市町村運営有償運送の中には、スクールバス路線と乗り合いタクシー路線の2種類があります。津南町地域公共交通協議会は、総会を年1ないし2回開催しており、必要に応じて会長が招集することができることになっております。例えば、路線の延長や増加又は運行時刻の変更、事務所の名称や位置の変更などは、協

議会を開催しなければならないことになっております。周知期間を含めると、少なくとも6か月前には協議会を開催しなければなりません。また、南越後観光バスが運行している路線で、国県の補助を受けているような路線に影響が及ぶような変更の場合は、補助金の関係を含めて、慎重に対応しなければならないと考えております。

次に、「高校教育の通学支援」についてであります。この質問については、平成26年12月議会で答弁させていただいた経過があります。当時、230人の中学校卒業生が21校に通っている状況をお答えしました。現在も219人の高校進学者が学んでおります。高校教育が義務教育化していることは承知しておりますが、その通学費や居住費を補助することは大きな財源が必要となることから、慎重な取組が必要であると考えております。ただ、バス路線のない高校への通学には、今後、公共交通の在り方を検討する場で協議いたしたいと考えております。

次に、「障がい者が支援施設に通うための交通費補助」についてであります。障害福祉サービスの提供事業所への通所にかかる交通費補助につきましては、近隣市町の制度を勘案しつつ、町外の就労継続支援事業所や地域活動支援センター等への通所にかかる交通費助成について、現在、制度設計をいたしております。今後、関係する事業所等とも十分な協議・調整を行い、新年度のでき得る限り早い段階で事業の実施要綱を作成し、事業を開始する予定にいたしております。なお、現在、当町から町外の事業所に通所されておられる方はおよそ10名程度であります。これらの方に加え、町内事業所への通所に対しての交通費助成も検討し、利用者家庭の経済的負担の軽減に努めたいと考えております。

以上であります。

(3番) 石田タマエ

今、御答弁いただきましたが、津南町地域公共交通協議会というのは、今ほど町長が御答弁いただいた市町村の有償運送と乗り合いタクシーだけの範疇を協議会で協議をしているということでしょうか。

総務課長 (小野塚 均)

答弁の中にもありましたが、より使い勝手の良い地域公共交通をということで立ち上げまして、主にやっているのが、市町村への有償運送、乗り合いタクシー等と、それから、町単の補助で運送している「南越後観光バス(株)」に委託している路線もありますので、それも含めて対応をしております。

(3番) 石田タマエ

そうしましたら、「南越後観光バス(株)」に対して、今後この地域でこういった、例えば一つの例として、高校生が通学するのに各路線の連携が非常にうまく取れていない所もあったりするのですけれども、そういったものの時刻表の見直しというものは、町から提案するという事は不可能なのですか。

総務課長（小野塚 均）

交通協議会の委員の中に「南越後観光バス（株）」からの代表もいますので、その中で議論をすることは可能かと思えます。ただ、それで決定権等はありませんので、その議論をまた「南越後観光バス（株）」のほうにあげるというようなことは可能だと思えます。

（3番）石田タマエ

今、非常にこの地域は、昨日から議論されています人口減少の問題等々もあるのでありますが、この地域で生活をしていく、暮らしやすい地域ということになると、車がない生活というのが非常に不便な地域なのです。そういったことで、この交通アクセスというのは、この地域で生活するための大きな課題だと思います。そここのところで民間が実際にやっているのですが、私の感覚だと、もう少し町が真剣にこの公共交通というものに提言とかをしていただきたいという気持ちがあります。今、現に高校生が200人前後いらっしゃるわけですが、町外の高校に通っている方々でJR使っている方々と、「南越後観光バス（株）」のバスを使っている方といらっしゃるのですが、朝、JR津南駅にバスで行く高校生が2人くらいしかいらっしゃらないという現状なのです。これは、交通アクセスが不便ばかりではないとももちろん思います。でも、やはり高校生くらいになったら、自分の足で家から学校に通えるという、一つ交通アクセスを整えることも必要だし、子どもに少し早起きをさせて、そのくらいの時間は間に合わせて出すという子育ての仕方もあるとは思いますが、今は、やはり（利用者が少ない理由の）一つには、アクセスがうまく取れていないのではないかと思います。これらについては、町長はどういうふうにお考えになりますか。

町長（上村憲司）

子どもの交通、高校生の登下校、そういったものは自助努力をもっとしっかり、議員もおっしゃったように考えていただきたいと思うのでありますけれども、その前段の高齢者社会—高齢者がどんどん進展いく社会—において、公共輸送機関の重要性というのは、もう論を待ちません。これは、なんとかもっとしたいという願いをずっと持っております。前回の、議員とのこの同じ議論のときにも申し上げたかと思えますけれども、これは受けていただける民間事業者というのがないと、行政が直接的にやるということにできないものですから。国の補助金、県の補助金、そうしたさまざまな補助金を頂くなかで考えていかなければ、町単独事業としては、とても年間1億円近いそういった補助金を自己財源で賄い続けるということは、到底不可能なことだと思っております。言い方は悪いかもしれませんが、—これは、風巻議員との議論のときもありましたよね—今のようない「空気を運んでいるんじゃないか。」みたいな議論も往々にして行われるところでもありますけれども、そういったことを、もっと小回りの利くデマンド型に替えられないのだろうかということもずっと思っております。これは、私はもう議論をやるようになってから、きっと10年くらい考え続けておることだというように思っております。なんとかそういった方向を見出せるような法の仕組み、あるいは国県の考え方の構築ということを考えていきたいと思うのですが、いかんせん町内にその引き受け手という所がないと難しい問題だという思いをしております。したがって、民間のそういった方々に機会あるごとに「そういったようなことを受入れてくれる、受け止めてくれる、そういった会社の経営というものを考えていただくわけにはいきませんか。」という願いは、ずっ

と申し上げているのですけれど、なかなか進まないというのが実態であろうかというように思っております。

(3番) 石田タマエ

何と言っていいか分からなくなってきたのですけれど、そうすると、やはりこの津南町は住み続けるのに難しい町になりますよね。町長の想いは分かりますし、本当にそこで一生懸命取り組んでいただいているのも分かりますけれども、こと民間事業者であり、国県の制度等々もあるということのなかで、「では、この津南町に私たちはずっと住み続けられるのかな。」と、すごく不安があるのです。これ以上にもっと急いで早くという私の気持ちはあるのですけれども、そんなことは、やはり方法がないということでしょうか。

町長 (上村憲司)

方法はあるのですよ。財源さえあればね。結局、そこに行っちゃうのですね。けれども、財源はないわけです。現実には。先ほどから繰り返しになりますけれど、したがって、それを国県の補助ということで、現行の「南越後観光バス(株)」さんの「過疎代行バス」と通称で言われている、そういったところも数千万円の補助金を出して運行していただいている路線が殆どなのですよね。そういったものを、今後とも有効に活用させていただくなかで、もっともっと地域の実情・実態というものに合った公共運送・輸送、そういったものの在り方というものはないのであろうかということ、ずっと考えております。また、現在もそうした協議会でさまざまな検討・議論を行わせていただいております。先ほど、壇上でも申し上げましたが、平成19年にこういったやり方というものを考えて、もう10年ですよ。10年経つと、また事情が変わっちゃうのですね。だから、その協議会というものは、実証検証が終わって実施に入った24年度、それができたから協議会をなくするというのではなくて、ずっと継続して持っております。また、毎年そういった総会的时候は、各界の代表の方、あるいは地域の代表の方等に出させていただいて、さまざまな御意見を伺って、小さいコントロールはしております。そういったコントロールと、もう一步併せて、さっきから言っておる抜本的な公共輸送体系そのもの見直し作業というものも、またやってもいいかなというような思いでおります。今言ったように、住みにくい所になる。全くそのとおりです。交通事故の関わりが、あれだけ高齢者の皆様が多くなっている現状ですね。けれど、「高齢者になったから免許証の返上を」という運動をやっても、「じゃあ、どうやって生きていくのよ。」という話になっちゃうのですね。さまざまな問題を抱えておりますけれども、決して我が町だけの問題ではなくて、全国津々浦々の同じ問題だというように思っております。公共輸送体系に対しての補助金の在り方論というものも、私どものほうからも国県に強く訴えたい。今までも検討してもらっているのですけれども、なお一層訴えたいというように思っております。

(3番) 石田タマエ

今、町長の御答弁の中で「もう1回、抜本的な考え方(の検討)で、そういう場を作ってもいいのかな。」とおっしゃいました。ぜひ、ぜひお願いをしたいと思います。本当におっしゃったとおり、高齢者の事故が多くなってきているなかでも、団塊の世代の皆様がすぐそこまで来ているわけです。

ので、これからこの津南町に暮らし続けるために、このアクセスというのは非常に大きな課題になります。一つ、そういった根本的なことはお願いをしたいという部分と、現状の中で、殆どの高校生が十日町市の高校に通っているわけですし、医療機関も十日町病院へ通う頻度も今度は高くなってくると思います。町内のバスは、かなり津南病院に入るようにはなってきたのですが、町内のバスの乗り継ぎを良くして、一津南から十日町間のバスですねー津南から駒返りまでのバス停は停まるにしても、例えば、駒返り先が十日町病院まで直行というような（ことにできないか）。これは、「南越後観光バス（株）」さんに申入れをするというのでしょうか。そういった見直しというものができないものなのでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

「見直しができないか。そういう申入れができないか。」ということなのですが、その申入れをすることは可能だと思っています。ただ、それは今度は逆に、中里から十日町病院までの間は殆ど停まらないという話ですので、「じゃあ、そこを今度はどうするんだ。その分を町が余計に補填してくれるんですか。」というような話になってくれば、これはまた全くできない話ではないかと思っていますが、それをやることによってどのくらいの財源が必要になってくるのか、その辺のところはやはり慎重に検討をしなければならない問題ではないかというふうには考えております。

（3番）石田タマエ

当然そうだと思います。ですけれど、やはり津南の現状を見ると、日常的には朝、高校生が使いますよね。それから、病院。よく役場の前でも、御高齢の方がバスを待っていらっしゃる姿を目にします。その方は結果的には、十日町病院に今日は行くんだという方だと結構聞くのですが、まず、病院と学校の対策として全部の便をそうするというのではなくて、やはりそれが一つ効率の良いバスではと私は思うのです。せめて朝1本とか、帰りはお昼頃1本、夕方1本くらいとかという、効率が良くとても使い勝手が良くなるのではと思います。そうすると、また町の財源に戻って来ると思うのです。町の財源の使い道の優先度になってくると思うのですけれど、私はこれは高校生という部分で見ても、子育て、あるいはまた、住民の命に関わる医療という部分に関しては、町の課題としても大変優先度の高いものになるのではないかと思いますので、ぜひこのことについては前向きに検討していただきたいと思っています。

次の質問に入ります。日常的に使う通学、あるいは障がい者の件についてなのですが、まず、高校生の通学費に対して援助ができないかという部分です。今、実際に高校生が200人前後。松之山分校に通っている方もいらっしゃったり、中等校の方もいらっしゃること、200人以下くらいだとは思いますが、津南町の現状の中で、大体7割から8割が町外の高校に通っているわけです。私たちが高校の時分というのは、大半が津南高校に通っていたものですから、それ以上、違う道の選択をされた方が町外に通うというような状況だったのですが、今、地域として殆どの高校生が町外に通うということは、その高校生の通学支援というのも町の子育て支援の範疇にはいるのではないかと私は思っているのです。町長はその辺の見解はどうでしょうか。

町長（上村憲司）

子育ての範疇だと思いますよ。ただ、子育ては、行政が100%面倒を見てやるものではないというのもあるかと思っております。

（3番）石田タマエ

当然、義務教育が終わったあとのことですので、行政が100%面倒を見るということではないのですけれども、今、実際にJRで1か月の高校生の定期代が津南から十日町は7,020円掛かります。バスですと、大割野から十日町まで1万3,370円。 —（町長「学割使って。」の声あり）— 学割使って、1か月定期がです。掛かります。保育料の減額、無料化というのは、国や県の施策等々であるわけですが、当然、高校生のこういった部分については、それぞれ地域によっては課題が違いますが、まさに私はこれは、一つにはこの津南町の地域課題でもあると思うのです。これだけ通学にお金が掛かるということは、やはり子育て世代の経済的負担は大きなものになっていると考えます。これらについて、全額とは言いませんが、やはりそれなりの応分の支援は考えられないものでしょうか。

町長（上村憲司）

今、考えておりません。例えば、津南の子どもたちが十日町に通っているだけではないですよ。長岡にも新潟にも、あるいは長野県内にも通っておられる子どもがいろいろあると思っておりますけれども、そういった方々の通学費用、あるいは下宿なり部屋を借りるなり、そういった費用を一番公平な方法でどこまでケースバイケースで対応できるのか。なかなか難しい問題があると思います。仮の話ですけれども、私どもの町に、いわゆる高等教育機関がなくなったというような時点になると、また若干考えなければならぬ部分が違ってくるのかもしれませんが、今現在は、おかげさまで津南中等教育学校という教育機関があるわけです。そういう子どもたちに対しての通学費補助というのは、どうするのだろうとか、いろいろなこと。例えば、高校に入っていないけれども専門学校には行っている。あるいは自動車教習所には行っている。そういった人たちをどういうふうに扱えばいいのだろうと、いろいろなことを考えなければならぬケースが出てくると思います。そういったことを考えたうえで、どういった施策の構築ができるのかというのが、非常に難しい問題があるというのと、一度こういった施策を始めるとやめられないのです。ずっと継続的に財政需要が必要になってきます。そういったものと鑑みたときに、先ほど議員も言っておられた優先順位というのが、どのくらいに位置するものであろう。そういった見極めというものを、もっともつとめる必要があるのだろうと思います。これは義務教育とは全く違う話になるわけですが、高等教育という教育の中で、どこまで行政というものがケアをしなければならないのかという問題も併せて考える必要があると思うから、今、早急にそういった問題に対応できるという答弁をする自信がありません。

（3番）石田タマエ

今、町長の「例えば、この津南町に高等教育機関がなくなった場合は考えられるのかな。」というような御答弁をいただきましたが、今は確かに中学校があります。でも、8割近い子どもたちは、

その中等校に行っていないわけですよ。それが今の津南の実態なわけです。ですので、高校はありますけれども、大半の子どもたちが通っていないという現状から考えますと、一もちろん高等教育については義務教育でないし、国や県のほうでは、それなりのものはないとは思いますが、これはやはり津南の地域の課題として捉えるべきだろうと私は思います。いろんなケースがあることは承知はしておりますし、当然、十日町だけではないわけですが、やや義務教育化してきている高等教育であり、津南中等校にはほんの一握りの子どもしか通えないという現状のなかで、やはりそれなりの一定の支援策というものは、今後、検討が必要ではないかと思います。今ほど、町長が「今、早急にというわけにはいかない。」と。当然そうだと思いますけれども、その御答弁を聞くと、優先度はかなり低いのかなというふうに受け取ってしまうのですが、1人の子どもを産み育てることが、少子化、子育て支援という課題のなかで、保育園とか出産、そういったところが主に中心になって議論されていますけれども、高校卒業まで、18歳までというのが、やはり子育て支援の範疇だと私は考えております。私は、「JRあるいはバスの通学費の支援を。」という提案をさせてもらったのですけれども、そこへ行くまで、例えば駅に行くまで…例えばの話、上段の相吉、城原、あちらのほうの人たちは、今は親御さんが送り迎えしているわけですが、そういったものだってものすごく負担になってくるわけです。1人の子どもを生んで育て上げるまでには、そういった大きな負担が親には掛かってくるという現実があるわけなのです。津南町の大半の地域が、そういう状況にあるわけですので、やはり優先課題としては、もう少し町長の中で上げてほしいという気があるのですけれども、これは御答弁いただけますか。こういう課題を認識していただきたいということです。

町長（上村憲司）

本来、教育長が答えるべき話だと思いますので、私は余り具体的には（お答えしかねます）けれども、私どものときもあつたわけですよ。子育ての厳しさ。通学費用をどうするか。議員も御案内のとおり我が家の真ん前がバス停でありますけれども、バス代が高くて、バスの定期を買うのがもったいなくて、川を挟んだ足滝駅まで歩いて行って、飯山線で外丸の駅に行って、外丸からまた歩いて高校に通っていました。そういったように、それぞれの方々が自分たちでも工夫したりしながら、そうやってきていたと思うのです。それを今度は全部行政が、という子育てのやり方、いわゆる個人が生んで社会が育てるという子育ての在り方が、全てに良いものかどうかということ、深くゆっくり冷静に考えてみたいという思いでおります。どうぞ、教育長のほうから。

教育長（桑原 正）

議員の思いと正対したお答えになるか分かりませんが、優先順に関わってお答えさせていただきたいと思います。私も、ただ今の町長の答弁と近いのですが、仮に高等学校に通学する費用を出す、その財源がもしできたとしたら、私の優先順位からしますと（交通費補助は）まず入ってこない。そのお金は別の所に使ってもらいたい。こういう思いでいっぱいです。今、保育・教育の現場、あるいは私ども教育委員会が一番欲しいのは、マンパワーでありまして、もしそんなお金があるのなら、1人でも2人でも現場に人を増やしてもらいたいと、こんなふうな思いでございます。県・国の法体系で定数が決まっております、そこを変えない限りは人を増やせませんけれども、町単で

は雇うことが可能でありまして、議員も御承知のように特別支援教育の分野においては、町長の理解のもと、マンパワーをかなり増やしていただいた実態がございます。「まだまだ現場では足りない。」と、こういう声がありますので、もし高等学校の通学費用なんていうことを考えれば、先にやってもらいたいことは山ほどあると、そんな思いでございます。

(3番) 石田タマエ

分かりました。私は「通学費用を全額町で面倒見ろ。」と言っているつもりはなくて、多少なりとも支援はできないかというつもりなのです。それと、やはり高校を卒業するまでは子育て支援の範疇にあるということを皆が共通に理解をしておいていただきたいという部分と、これは障がい者においても同じ気持ちを持っているのですけれども、津南は義務教育までは非常に一生懸命で、ほかに誇れるほどの支援体制は整っていますが、義務教育が終わったあとの支援体制が非常に薄い部分を、特に障がい者の分野では私は感じる所があるものですから。今、教育長もおっしゃっていました、「まだまだ義務教育のステージの所でマンパワーが欲しい。そこを優先するんだ。」ということもよく分かりますけれども、子どもを1人育て上げるということは家庭にとっては非常に大きなことであり、今、人口減少の課題に直面しているなかにあって、保育料だけ安くすれば子どもを産み育てられるということではないと思うのです。少なくとも高等学校卒業まできちんと子どもを面倒見ていかなければならない親の現状のなかで、経済的な支援というの、やはり一面…もちろん住居等々の支援も子育て支援住宅という施策もありますけれども、そういった部分で、もう少し子育て支援というものを義務教育だけではなくて、しっかりと18歳までを子育て支援の範疇に考えていただきたいということを、まず申し述べさせていただきます。

最後になりますが、障がい者の通所に関わる交通費についてです。これについても、昨年9月議会で提言をさせていただきました。その折に、「近隣市町村では実施している。」ということでしたし、「またしっかりと津南らしい方法を検討していく。」ということでもありますし、今の町長の答弁も全くそういうことでしたが、まずは、ほかの市町村よりも遅れているという現状があるわけです。そこにそういう当事者がいらっちゃって、津南には補助がないのだということで、先ほども申し上げましたけれども、通所で1割負担する利用料とバス代が非常に嵩むので、その回数を控えなければならないという現状があるのですが、これについても、まだじっくりと検討することになりますか。町長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

近隣市町については、先行してやっております。具体的に言うと、十日町市ですとか湯沢町については、もうやっております。ただし、交通費の助成と言いましても、自家用車、公共交通機関、それぞれありますけれども、例えば、公共交通機関のみ助成しているという所もありますし、自家用車についてはしていないというような所もあります。そこら辺も、うちの町はどういうふうにするかということで、いろいろ検討しております。基本的には町外。町内にサービスがなくて、仕方なく十日町市のほうに通っている方の経済的負担を補助するという事で考えておりますけれども、それに加えて、町内の事業所に通われている方もいますので、そういった方についても補助をして、

そういった負担を軽減していきたいということで、そんなに遅くない時期に実施をする予定にしております。

(3番) 石田タマエ

「そう遅くない時期に実施をしたい。」ということですので、お願いをすることしかないと思うのですが、「基本的には町外に通っていらっしゃる(方が対象)。」という御答弁をいただいたわけですが、具体的に言いますと、「すみれ工房」に通っている方が「交通費が嵩み、利用料が嵩むから、回数を控えたい。」とおっしゃっていらっしゃるのです。だから、「基本的には町外。」なんて言わないで、ぜひ町内も含めていただきたいと思うのですが。

福祉保健課長(高橋秀幸)

議員のおっしゃるように、町内の「すみれ工房」ですとか「いこいの家」等に通われている方が大勢いらっしゃいますので、そういった方も含めて、今、検討をしているところであります。

(3番) 石田タマエ

それについては、用途はいつ頃を考えていますか。

福祉保健課長(高橋秀幸)

制度の設計のほうをしている最中でございますけれども、ただ、その補助ということになりますと、当然予算が付きますので、直近の新年度に入って最初の議会であげるといふ、今のところの予定であります。そういうふうを考えています。

(3番) 石田タマエ

ということは、今のところは6月議会くらいでという。分かりました。では、ぜひそういうことで早急をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

(13番) 桑原 悠

私からは、大きく2点について質問させていただきます。

1. 一つ目に、水力発電についてです。津南町での水力発電の歴史は、大正時代、水量が豊富な中津川の水利権に目を付けた「魚沼水力電気」から始まります。当時こそ電力自由化の時代。電力事業はベンチャービジネスであり、ロマンがあり、バブルもありました。その後、昭和の大恐慌や戦争などにより、その水力発電事業はいろいろな電力会社へと引き継がれていくこととなります。群馬県旧六合村の野反湖から中津川を流れ、信濃川に合流するまで、昔は滔々と流れていた水をせき止めて、水力発電を行ってきたのが、この地域であります。地元と事業者が共存・共栄するかたちで、そうさせてきました。一方で、阿賀野川流域は、同じように水力発電を興し、そ

の余剰電力で産業を興しました。公害なども起こり、外部不経済もあったわけですが、私たちの地域では、電気を生産しながら地元で電気を使う産業が興ってこなかった、工業立地が育ってこなかった歴史も、また新潟県全体を見れば、あるいは日本全体を見ればあります。それを十分に理解している上村町政において、今、電力あるいは熱エネルギーの高付加価値化、地産地消化を企図し、データセンターの立地を行うなど産業を興そうとしていることは、とても評価できるものです。さて、質問ですが、その水力発電、町内に4か所ございますが、一般水力としては、信濃川発電所は発電電力量が全国トップクラス、第2位であります。水力発電の町として物語化を文化財のほうでジオパークと絡め整理し、取り組んでいくときだと考えております。「東京電力(株)」からも協力者になっていただき、ともに観光を盛り上げていくことが、今、やるべきではないかと考えていますが、見解をお伺いしたいと思います。

3. 時間の関係で、通告していた2番を飛ばしまして、3番目にいきたいと思います。津南町は一昨年、子育て支援住宅を整備し、定住促進に取り組んだことは大いに評価できます。一方で、若い世代やUターン希望者から、「住宅のニーズはまだまだあるよ。足りてないよ。」という声が出ています。特に、「兄弟姉妹が先に家に入り家庭ができると、そこには住みにくいので、ほかに住む場所を探さないといけないんです。これが結構問題なのです。」と、男女ともそういう声があるそうです。確かに、賃貸アパートは高価であり、一方、売りに出ている家を買うにも先立つものがあるわけです。本来、住宅は民間主体でやってきているものですが、民間に任せきりでは質・量がままたまらないということで、やむを得ず公共が手を差し伸べることになったのだと理解しております。そして、津南町では、議会でも視察した長野県下條村のような、若者定住促進集合住宅を整備することは民業圧迫になりえ、また、家族別居を奨励することにもなりかねないことから、難しい一面もあるという思いがしております。住宅は、それぞれの家族のかたちにも関わり、それにどこまで公共が関わるかということはあると思いますが、先の方々の声を聞くに、制限付で、例えば、津南に勤務する人、何歳以下の結婚している人など、議論が必要ではありますが、「月2万円くらい民間アパートの家賃補助を町がします。」となれば、安心して住み続ける若い世代が増えていくのではないかと考えています。私自身、100%そう考えているわけではありません。どこまで公共が関わるかという悩みのなかで、このような提言に至ったわけなのですが、当局はどう考えているか、どういう感覚であるか聞いてみたいと思い、質問させていただきます。

壇上からは以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

桑原議員にお答えいたします。

3点目、「定住促進のための住宅対策」についてお尋ねであります。子育て支援住宅につきましては、空いた教員住宅を利用した低料金住宅として、現在、10世帯から入居をいただいております。残る津南原子育て支援住宅の応募を今月7日から予定しているところであります。「制限付で民間アパー

トの家賃補助ができないか。」という御提案であります。町営住宅も常に満室状態であり、子育て支援住宅も満室となれば、民間のアパートや借家で子育てをしている若者世帯との不均衡を解消するという意味で、収入や家賃の状況により支援することが可能かどうかを考えてみたいと思います。まずは、町内の実態を調査し、財政的に可能であるか、また、支援に当たっての条件をどのように整理できるか、検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。残余については、教育長からいたします。

教育長（桑原 正）

「文化財としての水力発電について」というお尋ねでありますので、私からお答えさせていただきます。「苗場山麓ジオパーク」として水力発電を捉える場合、雪、豊富な水量、高低差という三つのジオ的要素によって発電が生じることから、水力発電を観光ルートの一つとして整備する価値は十分あると思います。既に、ジオパークの中津溪谷におけるガイドの中では、かつて東洋一と呼ばれた信濃川発電所や中津川第一発電所の説明も行っているところでもあります。また、なじょもんの夏休みの体験活動では、「東京電力（株）」の協力のもと、河原の石や水生昆虫を調べる活動と併せて、発電所の見学を行う連携活動を実施してまいりました。「今後の『水力発電の町、津南町』としての観光ルート」というお尋ねですが、ジオ的3要素に関連付けた整備を進めたいと考えております。例えば、中津川流域にトレッキングコースを整備し、無駄のない水利用が分かるように上流から下流へ、あるいは下流から上流へ順次見学していくルートが考えられます。こうした活動を通して、我が町の水力発電が東京の近代化を支えてきた事実を広く伝えていくことが、津南というブランドを更に高めていく一方策になるものと考えております。

以上でございます。

（13番）桑原 悠

「定住促進のための住宅対策について」から再質問させていただきます。昨日の町営住宅の答弁で、確か「新しく建てられる町営住宅は、ほぼリザーブされている。」などという答弁もありました。先ほどの答弁では、「満室ではない。」ということでしたし、「子育て支援住宅も津南原のほうで空がある。」ということではありましたが、今、ニーズとして住宅は足りていると、若者の定住促進のために実態としては足りているとお考えでしょうか。調査はこれからするということなのですが、今どう考えていらっしゃるのか、お伺いしたのですが。

建設課長（石橋亮一）

「現に住宅が足りているかどうか。」という御質問なのですが、詳細な調査をまだしておりません。実際の状況というのは、なかなかまだ把握していないところであります。町営住宅も「一公営住宅と申しますかね」、正面に造られている特公賃（※特定公共賃貸住宅）、こちらについては、民間のアパートが足りないという意味で建設された住宅になるわけですが、釜落しの「東京電力（株）」さんから譲り受けた所についても、定住促進という意味合いで民間並みの家賃で使っていただいているところであります。ただ、若干調べますと、民間のアパートで空きもあるような所もございま

す。それがどのようなかたちで空きになっているかという詳細な調べもしておりませんので、実態的には、まだ把握していないところでございます。

(13 番) 桑原 悠

ニーズはあるのですけれど、もしかしたら十日町に流れているのではないか、栄村のほうに流れているのではないかということも十分に考えられます。津南町に定住していただき、ここで住み続けていただくためには、やはり制限付ではありますが、民間アパートの家賃補助ということも検討していつてみていただきたいと思うのです。町長も予算編成のときに悩まれているかと思えますけれども、税の配分は難しいと思います。特定の観点からの利益、特定の集団の利益ではなく、地域全体が良くなるためには、どういった決定をしたらいいのだろうか。農業者だけの利益を聞くわけにいかない。建設業者だけの利益を聞くわけにいかない。若い世代だけの利益を聞くわけにはいかないし、ましてや、高齢者の利益だけを聞くわけにもいかないし。そういったなかで相当悩みながら税の配分を決められて、予算を組み立てられているのだと推察しています。しかしながら、話を聞いて回りますと、こういった「帰って来て家に入れればいいじゃないか。」ということもなかなかできない方々もいるということで、一定数そういう方がいることを理解してほしいと思うのですけれども、町長、どうでしょうか。その存在を。

町長（上村憲司）

今、津南にお勤めの方で、しかも津南御出身の方で、十日町に部屋を借りている方ですとか栄村から通われている方は、私も現実に承知しております。それぞれの御事情があって、というように理解をいたしております。また、民間のアパート的な部屋が空いている、空き室があるということも承知しております。そういうなかで民業圧迫にならない範囲でどのような構築ができるかということが、私どもが一番意にしなければならなかったわけでありまして、おかげさまで教員住宅の改築、また、入居等々について、「ある程度、子育て支援という福祉的な意味合いを持ってやっているんだよ。」ということについては、大方の御理解がいただけているようでありまして、苦情等も入ってくることは、現在ございません。また、先ほど壇上でも申し上げたように、米原が入居の御希望がゼロの状態でありまして、その2棟がまだ空いておるということにまるわけでありまして、「そういった方々が、これから募集を出して、『いっぱいになったよ。しかも、倍率が高かったよ。』というような実態があれば、また考えなければならぬね。」という話を課長会議で行わせていただいております。また一方で、阿智村さんのように、飯田市からの若い人たちの転入ということを図って、市場の3分の1以下の家賃を設定して村営住宅を造っておられるというの、「なるほどな。」と思って拝見いたしました。ただ、あれをやるには、補助金を使わない村営住宅を建てなければなりません。公営住宅の補助金を使うと、そういった募集の仕方ということは禁じられているところでありまして、なかなか難しいことだなと。同じように新潟県では聖籠町が、さまざまなそういった施策をして新潟市から若い人たちの転入というものを図っておられる町であります。そういうように隣接して大都市というのがあると、さまざまな施策の構築というものもできるというように考えているのですけれども、そうではない町内のそういったようなことを作る時に、どうやったら民業とバッティングしない範囲でできるのか。そういったこと

は十分に考えなければならないことでもありますけれども、今議会でも本当に大勢の方々から、「少子化対策、いわゆる子育て支援というものをもっと本腰入れてやれ。」という御指摘・御指導をいただいております。そういった観点に立って住宅支援というものも、もう一歩…どう言ったらいいのですかね。奥に入って考えなければならない、その一つだというような理解をいたしております。

(13 番) 桑原 悠

ありがとうございます。引き続き深く検討していただけるとのことで、よろしくお願ひしたいと思います。今回、住宅について質問を出させていただいたのですけれども、そういう人が定住するには、どうしたらいいのだと思いますか。やはり安定した所得の得られる町にするのが一番でしょうか。通告外になりますか。そのためには、元気な活力のある企業がたくさんある町にしたいと思っていますし、新年度予算が単発の公共事業で終わることなく、一それが悪いと言っているわけではないのですけれども一それで終わることなく、民間の御商売をやられている方、そして、企業の活力が更に深まるような、本当の意味での自立を目指す予算になっていることを信じまして、3番目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

水力発電の質問に戻りたいと思います。大自然はどこにでもありますけれども、議会でも秩父市のジオパークを視察させていただき、大変勉強になりました。山の深い所で有名だというのは聞いていたのですけれども、実際に行ってみて、「これほどに深い山があるのか。津南より相当深いぞ。これは確かにジオパークと認められて、それは本当だな。すごい所だな。」と思って、勉強になりました。大自然はどこにでもあるわけなのですけれども、津南の特徴を整理してくれたという意味で、「苗場山麓ジオパーク」というのは、成果があると思っています。そんななかで、私もまだ勉強したてなのですけれども、古くは1,800万年前の地層が吉野議員のお住まいの所で見えるということで、町ぐるみで向かっていっているわけですが、さて、先ほども御答弁で少し「東京電力(株)」との関わりにも触れていただきましたが、「東京電力(株)」さんと、そういった観光の面で関係を築いていくことの重要性は感じていらっしゃると思いますよね。どうでしょうか。

町長(上村憲司)

いわゆる教育ではない範疇だから、私からのほうからお答えさせていただきますが、今現在、「東京電力(株)」さんに「一緒にいかがですか。」というお話を投げかけておるのは、下穴藤の所へトロッコ、下穴藤の発電所を造るときに引込んだ軌道敷の橋脚が残っていますよね。あれが今、反里口側のほうのトンネルの開口部と橋脚が2基残っております。それから、下穴藤の村の中を縦貫して走るトロッコの軌跡も残っております。そういったものを、いわゆる「東京電力(株)」の一番最初の発電所で新潟県の電力の発祥の地でありますから、そういった意味で、「電力の、あるいは近代産業の歴史的モニュメントとして一緒に考えてみませんか。」というようなお話はさせていただいております。

(13 番) 桑原 悠

町長が折に触れて「東京電力(株)」さんと意見交換をされ、津南町と関わる場を作ろうとされているということは、側聞しております。ありがとうございます。ましてや、今年、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の話題が必ずや出てくるかと思いますが、柏崎市・小千谷市・十日町市の一部の避難先となっているのが、当津南町であります。しかしながら、聞けば震災以降、広報・PR活動は原子力に殆ど全てが偏り、その他の電力エネルギーの広報・PR活動は休止していると聞いております。それは、津南町の代表として指摘していただくべきではないでしょうか。そのうえで、町の振興にこれまで以上に手を貸していただく。まず取り組みやすいのが観光であると思うのですが、いかがでしょうか。 — (町長「今の前段の部分の意見を議員、もう1回言っていただけますか。聞き取れませんか。」の声あり) — 今、震災以降、「東京電力(株)」さんは、広報・PR活動が原子力に力をかけなければいけないということで、水力を含めたその他のエネルギーのPR活動、こういったものも関わってくるかと思いますが、ここは休止しているということは伺っています。そういったことを、やはり津南町の代表として指摘していただいて、一緒にこの町の振興に関わっていただく、「観光と一緒に取り組んでいただけませんか。」と言って、町長に活動していただくことは必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

町長 (上村憲司)

「東京電力(株)」さんが、原子力発電以外のPR広報を行っておらないという事実は、私は全く知りませんでした。また、あれ以降の間でも、津南町の子どもたちが鹿渡の水力発電所等々、あるいはエコのエネルギーということで、私自身も含めて視察に行ったり、さまざまな機会に下穴藤の発電所ですとか、見学をさせていただいております。それぞれ一生懸命にエコエネルギーという意味での水力発電の在り方の広報には、地震発災後も努めておられるというように私は理解いたしております。ただ、議員もきつとどこかでそういった情報に接したのだと思うので、あるいはどこかではそうなのかもしれませんね。こと津南に限っては、そういった事実はありません。また、特に中津川の流量維持、いわゆる景観保全、そういったことについて、定期的に町と「東京電力(株)」側と意見交換会を持たせていただいております。そのほかにも折に触れ、「東京電力(株)」のほうからは、事情の説明等々お伺いすると、よく説明にお出でいただいております。さらには、西大滝ダムの流量の問題だとか、さまざまな折に「東京電力(株)」とは意見交換を綿密にやっている企業だというように思っております。先ほども申し上げましたし重複は避けますけれど、津南の振興ということについて喫緊の例でいくと、雪まつりに対して人的な(面での御協力として)、社員の方に本当によく来ていただいているわけですがけれども、そういった御協力というものをお願いをさせていただいて、一緒に作業させていただいておることになるかと思っております。

(13 番) 桑原 悠

綿密にコミュニケーションを取られているということで理解させていただきます。河川環境がドラスティックに変わるという負担を地域は負ったわけですがけれども、町民からお伺いする声の中に、「町全体にメリットが今のところ行き渡っていないんですよ。今後の町のために、もう少し

関わりを持っていただきたいんだ。」という声がありましたもので、今回、こういった質問になったのですが、よろしく願います。当時の水力発電の歴史を遡ってまいりますと、双日のもとになりました「鈴木商店」、そして「阪急電鉄」・「宝塚（歌劇団）」の創始者であり「東京電燈」の最後の社長とも言われる小林一三さん、そういった方々が津南町に関わったという人物のストーリーもあるわけです。鈴木牧之や吉川英治だけではないのだなと。もっと、この水力発電に関わる人物ストーリーを整理するために、文化財にもっと予算をつぎ込んでもいいのではないかと。しかも、事業者と一緒にやれないかと思っているのですけれども、そういった面からもどうでしょうか。

町長（上村憲司）

いろいろな方がおいでですよ。明治のそういったとき、例えば、渋沢先生ですとか、さまざまな方々が…あの方は何と言ったっけ、ど忘れした。吉田茂さんの先生だった方。 —（桑原議員「白洲次郎。」の声あり）— 白洲次郎先生、あの方も電力（会社）の社長さんな方ですよ。そういうさまざまな方がおいでであります。そういった方々を郷土の偉人と呼んでいいのかわかるとか難しい面があると思いますが、関わりを持った、例えば、尾崎弴堂が新潟県知事をやっておったという事実も殆どの方は知らないですよ。そういうようなことをもっともっと知らせる教育、いわゆるキャリア教育の一環として。というのは、私は非常に賛成論者でありまして、特に自分の座右の銘が、渋沢栄一先生が言われた「孤高を求めず、孤高を恐れず」ということを、ずっと小さいときから身から離れたことはなく持っているものですから、そういった想いは非常に強くあるわけでありまして。そういったものを教育というものにどのように取り入れていくか、ということについては、教育長が非常にその辺は卓見を持っておりますので、ぜひこの機会にお聞きいただければというように思います。

教育長（桑原 正）

最初の質問に関わったことですね。当然、歴史というものは、人が歩んできた歩みの跡ですので、人物というのは外せない大事な文化というふうにも捉えております。津南町に関わった人というのを、どのような範囲まで、どのように整理していくか、検討した経緯がありませんので、小中学生の学習に絡めてよく出てくるようなものについては捉えておりますけれども、恐らくいろいろ調べていきますと、この水力発電をここに持ってくる、あるいは造るにあたって関わった人物といっただけでも、かなりの方々の名前が挙がってくるのだらうと思います。私もまだ存じていない方々が大勢いるのではないかと、こんなふうにも思っておりますので、私も勉強させていただきたいと思っております。

（13番）桑原 悠

トロッコ電車の件、そして人物ストーリーの件、それを整理し、ジオパークに共に歩んでいただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

議長（草津 進）

以上で一般質問を終結いたします。

議長（草津 進）

20 分間休憩いたします。 —（午後 2 時 15 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 2 時 35 分）—

日 程 第 2

議案第 3 号 魚沼地域胃集団検診協議会廃止について

日 程 第 3

議案第 4 号 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について

議長（草津 進）

議案第 3 号及び議案第 4 号について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 3 号及び議案第 4 号を一括して御説明申し上げます。平成 28 年 3 月 31 日をもって魚沼地域胃集団検診協議会を廃止することになったため、議案第 3 号では、廃止について議会の議決を求めるものであります。議案第 4 号では、廃止後の事務を小千谷市が継承することになったため、規約を変更するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議長（草津 進）

議案第 3 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 3 号について採決いたします。

議案第 3 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第4号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第5号 魚沼地区障害福祉組合規約の変更について

議長（草津 進）

議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

行政不服審査法の施行に伴い、新たに行政不服審査会を附属機関として設置するために規約を変更するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11番）藤ノ木浩子

今ほど、行政不服審査会というふうに課長はおっしゃったかと思うのですが、この附属機関のことですよね。これはどういう役割をするのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

行政不服審査法ということで、そういった関係機関のほうに設置することになったということです。このあとの議案にも出てきますけれども、そういった行政に対する不服申立てですとか、そういったものを審議する委員会を、この魚沼地区障害福祉組合の附属機関として設置をするということです。その設置をしたときに、給与等の支給が必要になるということで、そこに附属機関の委員を加えるということです。

(11 番) 藤ノ木浩子

そうしますと、この組合の対象は、魚沼学園と魚沼更生園という二つの施設ということになると、行政不服審査会の委員というのは、どういうふうに選ばれるわけですか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

それにつきましては、私のほうで把握しておりませんが、事務局のほうでこれからどういった方を委員に加えるかというのは、この議案が新年度以降、検討されるものと理解しております。

(11 番) 藤ノ木浩子

もう 1 点は、ここに津南町も入っているということになれば、この対象の自治体から選ばれるということもあるということですよ。どうでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

津南町から今現在は、お一人の方が入っていらっしゃいます。そこら辺の選択で、委員がどのように選択されるかというのは、私のほうで今現在分かっておりませんので、そこら辺は答えはできません。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 5 号について採決いたします。

議案第 5 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 6 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 6 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の整理に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

いくつかお聞きしたいのですが、1 ページの第 2 条第 4 項で、ここには昇給の関係ですが、「勤務成績に応じて」となっているのですが、その下の勤勉手当の所では、勤務成績がカットされて、「人事評価の結果及び勤務の状況」というふうになるようになってはいるのですが、これについてはどういうことなのでしょう。最初の 4 項については、昇給は「勤務成績に応じて」というふうに対応するけれども、勤勉手当のほうは、勤務成績ではなくて「人事評価及び勤務の状況」というふうになっているのですけれども、その点の違いについて。

議長（草津 進）

ほかはよろしいのですか。一問一答でございませぬので、全てお願いいたします。

（11 番）藤ノ木浩子

それと最後の 3 ページの、今ほど説明があった「1 級、2 級に差がない」ということで、私たちも見れば分かるとおりに差がないのですが、今度は差をつけるということで、「高度な知識又は経験を必要とする主事」ということになる、というふうに分けるのでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

まず、1 点目であります。4 項の関係ですね。これは、「勤務成績に応じて」ということでございます。これは一つの基準ということで、「勤務成績がよければ昇給をいたします」ということでございます。その下、勤勉手当につきましては、人事評価。勤勉手当ですので、人事評価と勤務の状況ですね。「きちっと勤務をしているか、そういうものを両方判断して、判定をしますよ」という内容でございます。職務の級の 1 級と 2 級でございます。これは、1 級に関しては、5 年過ぎると次の級に上がるということで、経験年数を主にしながら 1 級から 2 級へ上げているという内容でございます。ただ、これはやり方的には同じなのですが、同じ名前でも級を付けるというわけにはいきませんので、新しいほうとしては、「高度な知識又は経験を必要とする主事等の職務」というふうに分けさせていただいたということでございます。やり方的には、今までと変わりはございません。

（11 番）藤ノ木浩子

もう 1 点は人事評価についてです。公務員にこういう評価ができたということが発端だと思うのですが、私は「ほかの職場にもこういうことが広がっているな。」と前にも述べたと思います。この評価には反対なのですが、評価の中身というのをもう少し聞かせてもらいたいのです。ある

民間のものを聞いたときは、S、SSとかABCDとか、そんな評価でやっているのを見たことがあるのですけれども、津南町の公務員の評価というのは、どんなふうにやろうと思っているのか、お聞かせください。

総務課長（小野塚 均）

評価は、今、4月1日からに向けて、どういうものがいいのかということで、最終調整をやっている最中でございます。評価項目を全部で12個設けたいと考えております。そのうち、必須の項目と選択の項目がありまして、必須の項目としては6項目、選択の項目として6項目というふうに考えております。主な評価項目ですけれども、「変えることができるかという変革力がどうか」、「住民の満足志向がどうなのか」、あるいは「コミュニケーションがどうなのか」、「職務遂行能力がどうなのか」、「自己能力開発がどうか」、「職場マナー、チーム貢献がどうか」というようなことを必須の項目と考えております。選択としては、「情報収集、活用がどうなのか」、「OAの活用力がどうなのか」、「計画管理能力がどうなのか」、「対人関係力がどうなのか」、「セルフコントロールがどうなのか」、「人材育成力がどうなのか」というような点を主体に、この中にもそれぞれ3項目くらい着眼点があるわけですが、大きな項目としては12項目で評価をしていきたいと思っております。基本的には、まず第一段階として、本人の評価からスタートするというふうに考えております。

（11番）藤ノ木浩子

この人事評価が広がることによってどうなるのかという思いが私は非常にしてしまっていて、職員の皆さんは少ない人数の中で、本当にそれぞれの部署を頑張らせていただいていると思っておりますので、この人事評価というよりは、人を増やすことが先行ではないかと思っております。私自身は、こんな評価はしなくても、もっと職員の皆さんが必死に頑張っているところを数字に表さなくても評価して、このチーム一丸となって頑張る姿勢を出していただきたいと思っております。以上です。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（5番）恩田 稔

すみません、1点だけですけれど、今、地域貢献のようなお話が確かあったと思うのです。もう一度、それをお願いできますか。

総務課長（小野塚 均）

「住民満足志向」ですか。違いますか。「コミュニケーション」、「職務遂行能力」、「自己能力開発」、「職場マナー」、「チーム貢献」、これが必須のほうで、そのあと選択なのですが、「情報収集、活用」、「OA活用力」、「計画管理能力」、「対人関係力」、「セルフコントロール」、「人材育成力」。

（5番）恩田 稔

すみません。聞き間違えたのだと思います。申し訳ありません。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第7号 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として規定され、平成28年4月1日から施行されることになったため、津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11番）藤ノ木浩子

単純にこれを見ますと、ここに小中一貫校が加わったということなのですが、中学校は加わらないのですか。小学校と小中一貫校とふれあいの丘の特別支援学校となるわけですが、中学校というのは対象にならないのですか。

総務課長（小野塚 均）

これは前期課程ですので、小学校だけです。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第8号 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

地方公務員法の改正による人事評価制度の導入に伴い、育児休業取得職員の復帰時期における号給の調整日に変更が生じたために、津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。

議案第8号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第9号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

人事院勧告及び新潟県人事院勧告に基づき、今年度の給与水準について所要の改定を行うため及び大規模災害からの復興に関する法律に基づき派遣された職員に対し災害派遣手当を支給するために津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

議案第9号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第10号 津南町職員の降給に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の意に反する降給について法律に特定の定めがある場合を除くほかは、条例で定めなければならないことになったために、津南町職員の降給に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

2 ページ目に「心身の故障があると診断され、その故障のための職務遂行に」というふうにあるのですが、これは病欠ということになると思うのですけれど、例えば、職務中に骨折をしてしまったとか（いう場合には）、今の時点では療養休暇というものを使って休むのでしょうか。そうなると思うのですが、心の病気で少し休まなければいけないと、そういうこともみんな勤務成績、人事評価になるということですよ。この項目から言うと、そういうことになるのでしょうか。それが一つ。「職員の人事評価記録書の確認者」というふうになっているのですけれど、これは町長なのでしょうか。課長なのでしょうか。それと、課長は町長が評価するのでしょうか。以上です。

総務課長（小野塚 均）

まず、1 点目であります。療養休暇については評価の対象にはなりませんので、それは評価をしません。ただ、それがある程度長く続いてくると療養休暇も期間がありますので、それを超えたような場合には、当然こういうことは想定されるというふうに思っております。それから、確認者は職務によって違ってくると考えております。確認者については、今は町長、副町長、総務課長を予定しております。課長の評価は、当然、副町長がするということになります。

（11 番）藤ノ木浩子

療養休暇は分かりました。こういうことはないと思うのですけれど、育児休暇（が評価に影響する）なんていうのは、もちろんないですよ。そこも一応確認をしておきたいのです。評価という点では、人事評価の中には育児休暇で1 年休むとか3 年休むとかいろいろあるわけですが、そういうものは除かれるわけですね。お聞きします。

総務課長（小野塚 均）

そのとおりであります。除かれます。

（4 番）風巻光明

これは、28 年4 月から施行ですので、新しくできた条例だと思えます。私は民間で育ってきた人間で、条例の中に盛込まれていないのはどういうことかなと思ってお聞きするのですが、まず、降給に関してです。書いてあれば申し訳ないのですが、例えば、定期的に半年に1 回とか1 年に1 回、こういったことを見直してやるのかどうかというのが、この中から見られないということ。それから、「降給する場合、下の号給にしますよ」というようなものが書いてあったのですが、これはさっきの表でいくと1 ランク、2 ランクとかいっぱいあると思うのですが、こういう事例の場合は何ランク落とすとか、こういう場合は1 ランクだとか、そういうのも見えないので具体性が見えないのです。それと、第4 条の所で、「人事評価の評価点が全て最下位である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職

務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認める場合。必要が認められるときは、当該職員を降号するものとする。」というのと「降給にする」というのが、私は区別が分からないので、その辺の三つを教えてくださいたいと思います。

総務課長（小野塚 均）

評価の見直しという話なのですけれど、評価は今は年1回と考えております。それから、どういふ場合に降給あるいは降号（とするのか）。降給について「普通は1級なのですけれど」これもどうするのかというようなことについては、この条例の中には特に記載をしておりません。これは、「必要な事項は、町長が別に定める」ということですので、そちらのほうでもう少し細かに内容を定めたいと思っております。降格は例えば、今の私の職だとすれば参事という職なのですが、これを主幹に下げる。要するに、6級から5級に下げる、5級から4級に下げるというのは降格ですね。降号というのは、私が今、6級の30号の給与を貰っていると。それを下げると、30号を28号にするとか26号にするとかという、そういう内容です。さっきの給与条例の改正の所に表があったと思うのですけれど、あれを見ていただくと分かります。以上です。

（4番）風巻光明

私（が質疑したの）は、降格と降号ということではなくて、降給と降号ということ。降給というのは、給与を減らすということですよ。降給と降号というのがどう違うのか。今、号が変わるといふのは分かりましたのでいいのですけれど、降給というのは、きっと給与を減らすということなのでしょう。降格とは書いていない。降給と書いてあるのですけれど。降給は給与の給だから。だけでも、その級ではないですよ。給料の給ですよ。降給というのは、1級、2級の（級ではなくて）。—（町長「降給の中に降号と降級がある。その降給の給と降級の級が違ふと。」の声あり）— はい、分かりました。それでですね、人事評価というので、先ほど4条で「全ての評価点が最下位である」というような評価も稀にはあるわけですが、一般的に私が今まで民間で経験したのは、1回評価されて、全部最下位だったと。それが2回目も引き続いてそうなった場合に、大体一発で降給とか降格とかはやらない。今まで人生を生きてきて、仕事をしてきたのは勲章ですから、それを一発の評価でどんと落とすというのは、余り民間ではやらないで、「2回、3回評価が続いたら、どのくらい落とすよ。」というような規定になっているのですけれど、この今の条例は、「1回評価で悪いものがドッと出たら落としますよ。」という考え方でよろしいのでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

これから細部について詰めますけれど、基本的には、全て最下位というのが果たして実際にあるのかどうかという点も含めて、あるいは、そうなった人の将来性等も考えながら、基本的には年1回の評価ですので、それが参考になるかと思いますが、場合によっては、それが1回ではなくて2回になるというようなケースも出てくるかもしれないとは思っています。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

(12 番) 吉野 徹

すみません、参考までに教えてください。今回、この条例ができたわけでありましてけれども、今まで、この条例ができる前に、それこそ降給とか降格、降号、町職員でそういう方はいらっしゃったことがありますか。

副町長 (村山 昇)

第 1 条の最後の所を見ていただきますと、「意に反する降格に関して」というのがございまして、地方公務員法の中にも「意に反して降格されることはない」というのが基本にあるわけございまして、特に今回は「意に反しても降格させることができる」ということで作ったという条例であるということです。ですから、今までのことを考えますと、私の知っている範囲では、降格というのはございませんが、上げないという選択はかなりございました。 — (笑い声あり) — 給料を引いても昇格がないという、こういう事例はございました。

議長 (草津 進)

他に質疑はありませんか。 — (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 10 号について採決いたします。

議案第 10 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (起立 11 名、非起立 2 名) —

賛成多数です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日 程 第 11

議案第 12 号 津南町行政不服審査会条例の制定について

日 程 第 12

議案第 13 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する
条例の制定について

議長 (草津 進)

議案第 11 号から議案第 13 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 11 号から議案第 13 号まで一括して御説明申し上げます。行政不服審査法の施行に伴い、議案 11 号では、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。議案第 12 号では、第三者機関を設置しなければならないことになったために、津南町行政不服審査会条例を制定するものであります。議案第 13 号では、提出資料等の写しの交付に係る手数料を徴収するために、手数料に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

12 号にあります情報公開個人情報保護審査会というのは、これまでどのくらい開かれているものなんでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

特に開くような案件がなければ開いていないのですが、通算すれば、年に 1 回くらいは開いてきているのではと思っています。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（9 番）大平謙一

これは 5 人だそうですねけれども、どなたがなっているのでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

今はどなたがなっているのか覚えていませんので、後ほど説明させていただきます。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論採決は議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 11 号について討論を行いません。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 12 号について討論を行いません。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 13 号について討論を行いません。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

議案第 14 号 津南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長 (草津 進)

議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (上村憲司)

行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が交付され、いずれも平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、津南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長 (小野塚 均)

— (細部について説明を行う。) —

議長 (草津 進)

これより質疑を行います。 — (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

議案第 15 号 津南町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 (草津 進)

議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (上村憲司)

法人町民税において集落等への課税に対して減免規定を設けるために、津南町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、税務町民課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

税務町民課長 (村山郁夫)

— (細部について説明を行う。) —

議長 (草津 進)

これより質疑を行います。

(12 番) 吉野 徹

すみません、課長、1 点だけ教えてください。均等割りは分かったのでありまして、負担に耐えない団体というお話は、今お聞かせいただきました。こういった書類の内容につきまして細かく記載された書類はきっとあると思いますけれども、そういったものは、例えば、こちらが「見たいから欲しい。」と言った場合に見せていただくことはできるのでしょうか。

税務町民課長 (村山郁夫)

当然そうであります。ですが、法律の改正と言いますのは、まず、本文の改正をいたしまして、それに相当する規約、文書の書式等につきましては、通常は施行令というものを設けて規定するものでございます。その施行令につきましては、本法の成立を待って、その後、その経過を見ながら正式に成文化して告示をするというかたちでございます。今現在、それを作成中でありまして、おおむね骨子は固まっております。当然、4 月 1 日の施行でございますので、御照会にお出でになれば、その内容について御教示いたして、そのとおりの書式に従った申請書を出していただくというかたちになりますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 15 号について採決いたします。

議案第 15 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

議案第 16 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 16 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成 28 年 1 月 29 日に交付されたことに伴い、津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定をするものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

毎年のように限度額の引上げが上程されてくるわけなのですが、この限度額の引上げというのは、保険料の負担軽減という意味と以前から言われていると思うのですが、これを毎年毎年やっても、根本的に国民健康保険の保険料軽減になるのかどうか。それと、今回の引上げによって、その対象者がどのくらい増えるのか。その額についてお聞かせください。それと、今ほど「5割軽減の対象者が拡充する。」というふうにおっしゃったのですけれど、その財源というのは国からくるのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

軽減につきましては、これは国の措置ということですので、数年前から毎年行っておるところでございます。低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の見直しをするという

ことで、中間層と言いますか、そういった方から保険料の負担をよりしていただくという趣旨だと理解しております。それから、それに伴っての国の軽減に対する措置ということでございますけれども、それにつきましても、国のほうからの交付金については、軽減に対する軽減分ということで、決められた額が各保険者に入って来るわけでございます。

(11 番) 藤ノ木浩子

この限度額引き上げによって、対象者がどのくらいいるのか。それから、この保険料軽減の額はどれくらいになるのかというところをもう一度お願いしたいと思います。もう1点は、今ほど「5割軽減の方が対象拡大。」というふうにおっしゃったのですが、今年度も軽減の財源が来ていると聞いたのですけれども、そこはそこで、来年も引き続き7割軽減の方も対象者はそのまま拡充のままなのでしょうか。どうなのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

保険料の軽減状況でございますけれども、平成26年度の決算ですけれども、5割軽減の方が、町内で189人。軽減額が約330万円程度です。それから、2割軽減の方が127人で、89万円程度の軽減額になっております。それから、今回は5割軽減と2割軽減だけですので、7割軽減については変更がないということになっております。

(11 番) 藤ノ木浩子

最初から聞いている点なのですが、今回の限度額引き上げによって、更に保険料の収入が増えるわけですよ。対象者が拡充するわけですよ。それがどのくらいかというのを聞いているのです。お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

それがどのくらい拡充するかというのは、分かりません。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第16号について採決いたします。

議案第16号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 16

議案第 17 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 17 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

行政手続における特定の個人を識別するための番号制に関する法律の施行に伴い津南町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

個人番号制については反対なのですが、この保険料の徴収猶予の点についてです。「行政手続上で個人番号を使いますよ。」ということの中身でしょうか。例えば、介護保険制度において、一個人がこの番号を利用して、行政に何か提示しなければならないとか、「徴収猶予のときはカードを出してください。」とか、そういう意味も含まれているのかどうか、1 点お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

これにつきましては、町の独自に様式を定めているものでございまして、その申請書にその方の個人番号を書いてもらうというものでございますので、カードとかそういうものを提示するものではなくて、ただ、個人番号をその方から書いていただくという内容でございます。

（11 番）藤ノ木浩子

そうしますと、徴収猶予のときに個人番号を書いていただくと。ほかの手続のときには別についてということになるのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

これについては、保険料の徴収猶予と減免について、町の介護保険条例のほうにその条文がありますので、そこに付け加えるということです。これについては、国のほうから「市町村独自の様式を定めている場合は、そういったものも付け加えなさい。」という通知が来ております関係で、今回、その個人番号を記入してもらうというものでございます。

(11 番) 藤ノ木浩子

国のほうから「税に関しても個人番号を使いなさい。」ということなのですが、これは無くても大丈夫なのですか。町として、それを使わなくても大丈夫なのでしょうか。それとも、税に関して、徴収猶予に関しては、必ずこれを使うと。必ず書きなさいということになっているのですか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

「条例にそれを定めなさい。」ということですので、その様式に個人番号という欄を設けるということでございます。そういったものを設けることが、国のほうから「してください。」という保険者に対する通知があったということでございます。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

議案第 18 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 18 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

生活支援サービスの体制整備については、検討する協議会を昨年立ち上げたことから、事業を開始したとみなされるため、平成 28 年 4 月 1 日から事業を行うものとして、津南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

2 点お伺いしたいのですが、1 点は、とてもこれだけだと内容が全く分からないので、ぜひ、きちんと解説を付けたものをいただきたいと。新旧対照表でも中身が本当に分からないので、ぜひそういうふうをお願いしたいのです。それともう 1 点は、昨年 10 月から事業を開始したということで会議が始まっているということなのですが、包括ケアシステムに向けてだと思うのですが、その進捗状況など分かりましたら、お話いただきたいのですが。

福祉保健課長（高橋秀幸）

昨年 10 月に生活支援サービス体制の整備について協議会を立ち上げたところでございます。町内の社会福祉協議会ですとか、シルバー人材センター、商工会、老人クラブ、町内の介護事業所さん等と、新潟におられる教授 一今、学校の教授をされている方一 を 1 名アドバイザーとして、昨年 10 月から協議会として、この町に合った地域包括ケアシステムの構築に向けての検討を開始したということで、今まで 2 回会議を開催しております、この年度末の 3 月にもう 1 回会議を行って、新年度に向けてのある程度の検討をまたしていくという予定になっております。

（11 番）藤ノ木浩子

ここには、地域の福祉施設のケアマネージャーさんだとか、もちろん役場の保健師さんや地域包括支援センターの職員の方などは含まれていないのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

介護事業所のほうからは、そういった職務にある方も数名入っておりますし、地域包括支援センターのほうからも職員が会議のほうに構成員として入っております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 12 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 18

議案第 19 号 津南町訪問看護事業の設置等に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 19 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

平成 28 年 4 月 1 日から訪問看護ステーションを立ち上げることにしており、運営に必要な事項を定めるために、津南町訪問看護事業の設置等に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、病院事務長に説明させますので、よろしく願いいたします。

病院事務長（桑原次郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（2 番）村山道明

3 点ばかりお聞きいたします。まず、趣旨の「在宅医療の推進」。在宅医療というのは、医師が御家庭に行く医療体制づくりの意味を取っているはずなのですが、この文面をどのように解釈をして付け加えたのか。訪問看護の趣旨とは、少しなじまない在宅医療という言葉が出てくる意味をお聞かせください。それから、第 4 条の必要な職員ですが、24 時間体制でありますから、看護師 1 名、2 名では、当然無理でありますので、どの程度の人員配置をされるのか。それから 3 点目ですが、会計が病院事業会計の中に入ることですので、例えば一例で言うと、津南病院の掛かり付け医師の患者、一患者と言うのは失礼ですが一 対象者のみが対象になるのか、違う掛かり付け医師でもよろしいということなのか。この 3 点をお聞かせください。

病院事務長（桑原次郎）

まず、1 点目の趣旨につきましては、このとおりに在宅療養を必要とする方のためのものということでございます。2 点目の訪問看護ステーションの職員ですが、管理者は今ほどお話したとおりの正規職員 1 名、一管理者ですね— そのほか、臨時・パート等の看護師 4 名、合計 5 名。プラス、兼務でございますけれどもリハビリの理学療法士等を考えております。3 点目なのですが、これは当然、津南病院の医師でなくても、他の病院の医師から指示があった場合には伺えるということになります。

(2番) 村山道明

改めて確認をさせていただきます。趣旨で、在宅医療ですから、医師は行かないということで解釈してよろしいのか。往診とか寝たきりのための訪問医師は行かない。あくまでも医師は行かないという考えでよろしいですか。

病院事務長 (桑原次郎)

訪問診療につきましては、もちろん新年度から本格的に訪問診療に伺う予定で、今、院長を中心に町内を7か所に地域分けをしまして、またそれぞれ訪問診療の予定でおりますけれども、その後、継続的な看護処置の必要な方については、この訪問看護ステーションが中心になって行うというようになるところかと思っています。もちろん、訪問看護ステーションで行くその訪問看護というのは、看護師1名ないし複数で伺うことになるかと思えます。

(6番) 栗原洋子

常勤の看護師が、職員1名プラス4名ということで、車のほうなのですが、1人で運転していく場合と2人で行って運転も看護師がするということですかね。運転手が1人いるというわけではないのですよね。看護師がするのですよね。それと、常勤の職員の方はケアマネの資格があるのでしょうか。それと、今、対象者が大体何人くらいいらっしゃるのか、それともいないのか、お聞かせください。

病院事務長 (桑原次郎)

出掛けて行く看護師が運転をして行くということになります。それから、管理者につきましては、ケアマネの資格がある看護師でございます。それから、今、対象者が何人いるかというお話ですが、保健師等からの情報で30名程度町内にいらっしゃるかというふうに把握してございます。

(11番) 藤ノ木浩子

いよいよステーションが立ち上げるということで、私自身嬉しく思っています。私、松代病院(の訪問診療)を同行してみて非常によかったと思ったのは、在宅で要介護4とか5とかという方はもちろんなのですが、やはり地域性から交通の便が悪いという地域に住んでいる高齢者宅にも訪問診療も訪問看護も行っていったのです。今の津南町の津南病院の実態を見ますと、車いすで家族が連れてきて受診している方が本当に多くなったと感じますので、そういう点も配慮していただけたらと思っているのですが、どうでしょうか。

病院事務長 (桑原次郎)

今後の検討課題ということにさせていただきたいと思うのですが、基本的には、今、私が申し上げた方を対象に考えているということと、津南町の中には特定疾患の方も何名かいらっしゃいますので、そういった方を対象にしておりますけれども、なかなか「交通の便が悪い所に」という部分については、この4月1日が全く新しい初めての事業の開始ということでございますので、その点については、今ここでどうこうと申し上げることはできませんので、御勘弁ください。

(11 番) 藤ノ木浩子

それでは、例えば「訪問看護・訪問診療を希望しますか。」というふうに患者さんに直接希望は聞いていただけるのでしょうか。

病院事務長（桑原次郎）

一応、御家族と契約を結んで訪問看護を行うということになります。その方が訪問看護が必要かどうかということについては、十分御家族と相談をさせてもらうなかで対象者を決めていくというようなことになろうかと思えます。一応、2階の旧泌尿器科の外来診察室に、地域連携室と一緒の部屋ですけれども、訪問看護ステーションの部屋がありますので、直接御相談に来ていただきたいですし、あるいは、そういった希望がある場合には、電話等での御相談をいただければと考えてございます。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 19

議案第 20 号 津南町職員の退職管理に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 20 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

地方公務員法の一部改正に伴い職員の退職管理について必要な事項を定めるために、津南町職員の退職管理に関する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

「離職後 2 年間職務上の行為をするように、また、しないように要求し、依頼してはならない。」ということなのですが、具体的に言いますと、今年度のような参与という立場の職はできないということになるのでしょうか。それともう 1 点は、今ほど「届出を任命権者に出さなければならない。」という説明があったのですが、例えば、この役場を辞めてほかの企業に就職をした場合、その公務員は必ずここに届け出なければならないという意味なのでしょうか。もう一度お願いします。

総務課長（小野塚 均）

まず、参与については町の職員でありますので、これは該当にはなりません。それから届出につきましては、当然、正規の職員ということで採用になれば届出をするということになります。ただ、日雇いとかは特に問題がありませんので、ちょこっと行くというようなケースは特に必要ありませんが、正規の社員ということで採用になるということであれば、当然、届出をしなければならないという内容にございます。

（11 番）藤ノ木浩子

それは、課長が退職をされてほかの所に就職をしたという場合と、例えば、一般職の方がこの役場を早期に退職をされてほかの職場に移ったと、そういうときも、必ずここ（任命権者）に報告をしなければならないということなのでしょうか。何でそのようなことをしなければならないのかという気がしたのですが、もう一度お願いします。

総務課長（小野塚 均）

これは職員の退職管理であります。先ほども言ったように、要は再就職先が有利になるような働きかけをしてはならないというのが、まず大前提ですので、そのために例えば、その人がどういう企業に努めているのか分からない、あるいは、どういう役職なのか、何をしているのか分からないというわけにはいきませんので、その分については、しっかりと届出をしてくださいという内容です。

（11 番）藤ノ木浩子

「再就職先が有利にならないように」ということなのですが、それというのは、「そういうふうにしちゃ駄目だよ。」という意味で、これというのはできたものなのでしょうか。公務員が次の職に…いろいろ天下りとか言われているわけなのですか。そういうことを禁止するということですか。

総務課長（小野塚 均）

決してこれは就職を規制するという意味の条例ではありません。先ほども言いましたように、要は「入った民間企業に有利になるようなはたらきかけを現職員にしてはいけないよ。」と。現職員というのは、ここにいる（役場職員）。例えば、私が退職したあとにどこかに就職したとして、私が総務課の職員に「これこれこういうのを教えてくれ。」とか、あるいは「こういう情報がほしい。」とか、そういうようなはたらきかけを規制するような内容なのです。決して「別の会社に勤めちゃいけない。」とか、そういうような内容ではありません。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

以上で本日の議事日程は全て議了いたしました。

明日は午後 1 時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

—（午後 4 時 59 分）—